■論点1 目的

条文案

〇この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、県、自転車利用者、 県民、事業者及び自動車運転手の責務並びに関係団体及び市町村の役割を明らかにすると ともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的な事項を定めることに より、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安 全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的と する。

左記の解説

条例の制定目的の明確化。

具体的には、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することである。

■他県条例

①北海道

(目的)

第1条 この条例は、自転車の活用及び安全な利用(以下「自転車の活用等」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の活用等の推進に関する施策を総合的に推進し、もって環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的とする。

⑤茨城県

(目的)

第1条 この条例は、道路の交通の安全(以下「交通安全」という。)に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する県の施策の基本、県民及び事業者が取り組む活動等について必要な事項を定めることにより、交通事故に対し不安のない県民生活の実現に寄与することを目的とする。

⑨東京都

(目的)

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、 及び東京都(以下「都」という。)、自転車を利用する者(以下「自 転車利用者」という。)、事業者、都民その他の関係者の責務を 明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべ き措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促 進することを目的とする。

②青森県

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全な利用等の促進について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全な利用等の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の形成に寄与することを目的とする。

6群馬県

(目的)

第1条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和四十五年法律 第百十号)及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)とあ いまって、県における道路交通その他の陸上交通の安全(以下 「交通安全」という。)に関し、県の責務並びに市町村及び県民 の役割を明らかにするとともに、交通安全教育の推進による交 通安全意識の高揚及び交通道徳の向上を期し、併せて交通環 境の整備を図ることにより、県民生活の安全を確保することを 目的とする。

⑩神奈川県

(目的)

第1条この条例は、自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県、自転車利用者、県民等、事業者及び交通安全団体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

③宮城県(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全利用の促進について、基本理念を定め、県、県民、自転車利用者その他の関係者の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑦埼玉県

(目的)

第一条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全な利用に関し、県、県民、自転車を利用する者(以下「自転車利用者した)。、事業者及び関係団体(交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全な利用の促進に関する県の施策に協力する団体をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑪富山県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の活用の推進に関し、基本理念を 定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにする とともに、自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項 を定めることにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進 することを目的とする。

④山形県(目的)

第1条 この条例は、自転車の活用による環境への負荷の低減、県民の健康の増進並びにスポーツ及び観光の振興を図ることが重要な課題であり、今後、自転車の利用の増加が見込まれるため、自転車が関係する事故の件数が増加するおそれがあることに鑑み、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。

⑧千葉県

目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用に関し、県、県民及び自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の貴務並びに市町村、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等(法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

⑪山梨県

(目的)

第一条この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本 理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに県民、事業者 及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、県の施策の 基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車 の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、もって歩 行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安全 で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること を目的とする。

① 長野県

(目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の利用に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で快適な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車による事故のない安全で安心な県民生活を確保し、及び自転車の利用を促進することを目的とする。

⑪滋賀県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の 責務ならびに県民、事業者および交通安全団体等の役割を明らかに するとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に貸し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の自転車の特性を最大限に活用しつつ、関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

② 奈良県

(目的)

第一条この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県及び自転車所有者等の責務並びに県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

25香川県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の利用に係る交通事故を防止するため、自転車の安全利用に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び関係団体の責務並びに市町の役割を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用を総合的かつ計画的に促進し、もって県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

29熊本県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、及び県、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とする。

(14)静岡県

(目的) 第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第 2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で 適正な利用(以下「自転車の安全適正利用」という。)に関し、県の責 務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下

適正な利用(以下「自転車の安全適正利用」という。)に関し、県の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下 交通安全団体」という。)の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用を促進し、もって 歩行者、自転車、自動車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して 暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

18京都府

(目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全な利用の促進に関し、府、自転車を利用する者その他の主体の責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与することを目的とする。

22和歌山県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進に関し、県、自 転車利用者等、県民及び事業者の責務を明らかにし、自転車 の安全利用を促進するために必要な事項を定めることにより、 自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図 ることを目的とする。

26愛媛県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用の促進に関し、県、県民、自転車を利用する者、自動車等の運転者、事業者及び関係団体の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって自転車を安全かつ快適に利用するための意識の啓発及び環境の整備並びに自転車が関係する交通事故の防止を図り、併せて本県の自転車文化の振興に寄与することを目的とする。

30大分県

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県、自転車利用者、県民、事業者及び交通安全団体の責務等を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策等及び自転車損害賠償責任保険等への加入等について定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、もって県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

15愛知県

(目的) 第一条 この条例は、自転車の安全で

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進について、基本理念を定め、及び県、県民、自転車利用者、事業者等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって自転車に係る交通事故の防止を図り、並びに自転車に係る交通事故による被害の軽減及び被害者の保護に資することを目的とする。

19大阪府

(目的)

第一条 この条例は、府及び自転車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。以下同じ。を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の責務並びに事業者、交通安全に関する活動を行う団体(以下「交通安全団体」という。)及び府民の役割を明らかにするとともに、これらの者が協働して自転車に係る交通安全を確保し、かつ、自転車を適正に利用すること(以下「安全適正利用」という。)を促進するために必要な事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

23鳥取県

(目的)

第1条 この条例は、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)の道路交通の安全(以下「交通安全」という。)の確保に関し、配慮し、又は遵守すべき事項を定めるとともに、交通安全教育に係る県、学校等、事業者及び県民の責務並びに交通環境の整備に係る県の責務を明らかにすることにより、交通安全の確保に向けた取組を進める機運の醸成を図り、もって交通事故のない鳥取県の実現に資することを目的とする。

②高知県

(目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用に関し、県、自転車利用者及び自動車等(法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転する者の責務並びに県民、事業者及び交通安全に関する活動を行う団体(以下「関係団体」という。)の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に適行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

③1宮崎県

(目的)

第1条 この条例は、本県における自転車の安全で適正な利用について、基本理念を定め、並びに県及び自転車利用者の責務並びに県民等、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、これらの者が相互に連携した取組を推進し、自転車の関係する交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

16三重県

(目的)

第一条この条例は、交通安全に関し、県等の責務並びに市町、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、交通事故の防止を図るための施策について基本的な事項を定めることにより、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、誰もが暮らしやすい安全で安心な社会の実現に寄与することを目的とする。

20兵庫県

(目的)

第1条 この条例は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の安全で適正な利用(以下「自転車の安全適正利用」という。)に関し、県民、事業者及び交通安全に関する活動を行うの体(以下「交通安全団体」という。)の役割並びに県及び市町の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本的事項を定めることにより、県民、事業者、交通安全団体、市町及び県が協働して自転車の安全適正利用に関する運動を展開し、も写が協働して自転車等が安全に通行し、かつ、県民が安心して高らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

24徳島県

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

28福岡県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに市町村、県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に促進又は推進し、もって県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

30鹿児島県

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、県の 責務並びに自転車を利用する者(以下「自転車利用者」とい う。)、自転車の小売を業とする者(以下「自転車販売業者」とい う。)、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」とい いう。)、事業者、県民、保護者、学校の長及び関係団体の役割 を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用に関する 施策の基本的事項を定めることにより、もって自転車が関係す る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安心して るのできる地域社会の実現に寄与することを目的とす る。

■論点2 基本理念

条文案

〇自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民にとって身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである等、公 共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

〇自転車の安全で適正な利用の促進は、県、自転車利用者、県民、事業者、関係団体及び 市町村がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止を図ること を旨として行われなければならない。

左記の解説

法律、国計画、県計画の基本目標との関係性及び本条例に基づく施策の方向性の明確 化。

<自転車活用の理念>

□・環境負荷の低い交通手段、健康増進の観点からも有用等の自転車利用促進のメリットに 言及する。

<自転車の利用促進にあたっての留意事項>

・自転車の利用促進と交通安全の確保は、車の両輪として取り組むべき課題である。

■他県条例

①北海道

(基本理念)

第3条 自転車の活用等の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。 2 自転車の活用等の推進は、自転車の利用を推進することが道民の健康の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用等の推進は、自転車利用者及び歩行者の安全の確保並びにサイクルツーリズム(自転車を利用した観光をいう。第14条において同じ。)の振興に資するよう、行われなければならない。

②青森県

(基本理念)

第三条 自転車の安全な利用等の促進は、自転車が県民にとって極めて身近な交通手段であり、その利用が交通による環境への負荷の低減及び県民の健康の増進に資するものである一方、その運転によって人の生命又は身体に著しい被害を与える等の重大な事故を生じさせることがあるとの認識の下に、県、市町村、交通安全団体等が相互に連携し、及び協力して行われなければならない。

③宮城県

7)埼玉県

(基本理念) 第三条 自転車の安全利用の促進は、自転車の利用が環境への負荷の低減、県民等の健康の増進、災害時における交通の機能の維持、観光の振興等に資するものであるとの基本的認識の下、県、民等、自転車利用者、保護者、関係団体等が連携して、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。

4)山形県

(基本理念)

8千葉県

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について自ら理解を深め、かつ、県、県民、事業者等が連携し、及び協力することにより、自転車が関係する事故の防止を図ることを旨として、行われなければならない。

⑤茨城県

9東京都

(基本理念)

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑称、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

⑥群馬県

10神奈川県

(基本理念) 第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、事業者、交通安 全団体及び市町村が連携して、自転車が関係する交通事故の防止を図ることを旨と して伊進されなければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の運転者が、 交通法規を理解するともに、それぞれの特性について相互に留意し、尊重し合うこ とを旨として健連されなければならない。

3 自転車の安全で適正な利用は、次に掲げる自転車の有用性が十分に発揮されることを旨として促進されなければならない。

(1) 自転車は、環境への負荷が少なく、かつ、身近な移動手段であること。 (2) 自転車の利用は、健康及び体力の保持増進に資するものであること。

|(3) 自転車の利用は、健康及び体力の保持増進に買するものであること。 |(3) 自転車の活用は、観光の振興、地域の活性化等に資するものであること。

①富山県 (基本理念)

第3条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害 時における交通機能の維持に負するものであるという基本的認識の下に、自転車に よる交通の役割の拡大を図ることを旨として、行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、日常生活における自転車の利用を推進するとともに、自 転車を利用したスポーツを楽しめる機会を創出し、県民の健康の増進を図ることを冒 として、行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、県民、観光旅行者等が自転車を利用しやすい環境を創出し、自転車の活用による観光地の魅力の磨き上げその他の地域の活性化を図ることを冒として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互い に安全で安心して通行することができる環境を創出することを旨として、行われなけ ればならない。

①山梨県

第三条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民、事業者、 交通安全団体及び市町村が連携して、自転車に関する交通事故の防止を図 ることを旨として促進されければならない。

2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動車等の 運転者が、それぞれが有している特性についての理解の下に、道路の交通 に関する法令を遵守するとともに、相互に尊重することを旨として促進されな ければならない。

3 自転車の安全で適正な利用は、自転車の利用が、県民及び事業者にとって高い利便性を有し、県民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たすとともに、地域の活性化、観光の振興、環境への負荷の低減及び健康の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

③長野県	⑷静岡県	⑤愛知県	16三重県
(基本理念) 第2条 自転車の利用に関する安全で安心な県民生活の確保は、県、自転車を利用する者その他の関係者がそれぞれの責務又は役割を果たし、自転車による事故の防止を図ることを旨として行われなければならない。 2 自転車の利用の促進は、本県が健康長寿県であること、美しい山岳高原など豊かな自然に恵まれていること、多様な自然環境や地域資源を生かした観光が重要な産業であること等の特長を有することに鑑み、自転車の利用が、健康の増進、環境への負荷の低減及び観光の振興に資するものであるという認識の下に行われなければならない。		(基本理念) 第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、自転車が県民及び事業者にとって身近な交通手段であり、県民生活及び事業活動に有用であるとともに、その利用に当たり車両として道路交通法その他の法令の遵守が図られ、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行われなければならない。 2 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民、自転車利用者、事業者、学校及び交通安全関係団体が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行われなければならない。	
①滋賀県	[B]京都府		② 兵庫県
②奈良県	②和歌山県	③鳥取県	② 徳島県
Q.E. III.B			
⑤香川県 (基本理念)	⑥愛媛県	②高知県	(沙福岡県 (基本理念)
第3条 自転車の安全利用は、自転車利用者、歩行者及び自動車等の運転者が互いに立場を尊重しながら道路を共用することにより、県民が安全で快適に暮らすことができる地域社会の実現を目指すという基本的認識の下に、県及び市町、県民、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除る。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。第5条第1項及び第8条第2項において同じ。)の関係者、事業者並びに関係団体が相互に連携し、及び協力しながら促進されなければならない。			第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車等への依存の程度を低減することが、環境への負荷の低減、県民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。
②熊本県	30大分県	③宮崎県	迎鹿児島県
(基本理念) 第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、自 転車利用者、保護者等、学校の長、事業者、自転車小売業者 及び自転車貸付業者がそれぞれの責務に応じて相互に連携 し、かつ、協力することを旨として行われなければならない。		(基本理念) 第3条 自転車の安全で適正な利用は、県、自転車利用者、県民等、 事業者、交通安全団体その他の関係者及び関係団体がそれぞれの 責務又は役割を果たし、自転車が関係する交通事故の防止及び被 害者の保護を図ることを旨として促進されなければならない。 2 自転車の安全で適正な利用は、歩行者、自転車利用者及び自動 車等の運転者が、交通法規を理解するとともに、それぞれの特性に ついて相互に理解し、配慮し合うことで、本県における交通の安全性 を高め、もって県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会 の実現に寄与することを旨として促進されなければならない。	

論点3 定義

	-	
~	~	_
_	v	~

〇この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(以下、略)

左記の解説

解釈運用の指針の明確化。

■他県条例

①北海道

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定める

ところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項 第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の活用等に関 係する法令をいう。
- (4) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生 じた損害を賠償する保険又は共済をいう

⑤茨城県

⑨東京都

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する 自転車をいう。

二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律(昭和四十五年法律第十六号)第二条第三項に 規定する自転車道をいう。

三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用 に供する者をいう。

五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。

六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業 (請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業 請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。)をいう。 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。

②青森県

6群馬県

⑩神奈川県

用する者をいう。

白転車をいう。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。

一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一 号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運転によって人の生命又は身体 が害された場合における損害賠償を保障する保険又は共済をいう。

三 自転車の安全な利用等 自己の安全を確保するとともに他者の安全に配 慮して自転車を利用すること及び自転車損害賠償責任保険等に加入するこ とをいう。

四 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発を行う民間の団体をいう。

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の音差は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。) 第 2 条第 1 項第 11 号の

(2) 自転車利用者 道路(法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。)において自転車を利

(5) 自動車等 法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付

(6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

り 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に起因する事故により他人の生命又は身体を害

(4) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

(3) 県民等 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

した場合における損害を塡補することができる保険又は共済をいう。

③宮城県

- 。 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の に規定する白転車をいう。
- 県民等県民又は県内に滞在し、若しくは県内を通過する者をいう。
- 三 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- 五関係機関自転車の安全利用に関する施策を実施する国及び市町村の機関をいう。 六関係団体交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利 用に関する活動を行う団体をいう。
- ナ 事業者 事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 八 自転車小売業者 自転車の小売を業とする者をいう。
- 九 自転車貸出業者 道路(法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。第十二条及び第十四条第 四項において同じ。)において利用する自転車の貸出しを業とする者をいう。 十 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法
- 第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。

4山形県

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところにる。 1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車を
- (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。
- (3) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学 校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校並び 同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。 (6) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合に
- おける損害賠償を保障する保険又は共済をいう。 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。
- (8) 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。(9) 自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう。

7)埼玉県

8千葉県

⑪富山県

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第 105号)第2条第1項 第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車 及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- |(3) 自転車関係法令 道路交通法その他自転車の利用に関する 法令をいう。

(12)山梨県

- 第二条この条例において 次の各号に掲げる用語の音差は 当該各号に定めるところによる。 一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する
 - 二 自転車利用者 道路、公園、広場その他の不特定又は多数の者の用に供される場所におい
 - て白転車を利用する者をいう。 三 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。
- 四 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規
- 定する原動機付自転車をいう。 五 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。 六 自転車貸付事業者 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業(第十
- 七条第一項において「自転車貸付事業」という。)を行う者をいう。 ナ 白転車小売業者 白転車の小売を業とする者をいう。
- 、自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合にお ける損害を填補することができる保険又は共済をいう。

(13)長野県

①滋賀県

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

- 1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第2条第1項第 11 号の2 こ規定する自転車
- (2) 交通安全団体等 交通安全に関する活動を行う団体および自転車の適正な利用の促進に関 する活動を行う団体
- (3) 市町等 市町、県民、事業者および交通安全団体等
- (4) 自転車関係法令 自転車の利用に関する法その他の関係法令
- (5) 自転車交通安全教育 自転車関係法令の遵守その他の自転車の安全で適正な利用に関す
- 6) 自転車利用者 自転車を利用する者
- (7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険 または共済

②1)奈良県

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる - 自転車道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する自 転車をいう。

- は、その利用者をいう。
- 三 事業者事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 交通安全団体交通安全に関する啓発等の活動を行う団体をいう。 五 道路管理者道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者
- - -六 学校学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務 教育学校,高等学校,中等教育学校,特别支援学校,大学及び高等専門学校,同法第百二十 四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。
- 七 保護者親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう し自転車損害賠償責任保険等自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身 体の被害に係る損害を填補することができる保険又は共済をいう

25香川県

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に
- (2) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付 白転車をいう。
- (3) 関係団体 交通安全、自転車の安全利用又は損害保険に関する活動を行うことを主たる目 的とする団体をいう
- (4) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。 (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。 (6) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。
- (7) 自転車損害保険等 自転車の利用に係る交通事故(第4条及び第9条において単に「交通 事故」という。)により生じた他人の生命、身体又は財産の被害に係る損害を補するための保険 又は共済をいう。

29能本県

- n 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第2 条第1 項第 11 号の 2 に規定する自 転車をいう。
- (2) 自転車の安全で適正な利用 自転車を安全に、かつ、他人に危害及び迷惑を及ぼさないよう
- に利用することをいう。 (3) 保護者等 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をい 。以下同じ。)及び高齢者の家族をいう。
- 4) 学校 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校(幼稚園を除く。)をい
- ン。 (5) 白転車小売業者 白転車の販売を業とする者をいう
- (6) 自転車貸付業者 自転車の貸付けを業とする者をいう。
- 7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生 じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を塡補するための保険又は共済を

(14)静岡県

18京都府

(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

白転車をいう 二 車両 道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

三 自動車等 道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原 動機付自転車をいう

- 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する

四 道路 道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

五 自転車利用者 道路において自転車を利用する者をいう。 六 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。 七 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校 中学校 義務 教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第百二十 四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。 八 交通安全関係団体 県民及び事業者が組織する道路の交通の安全に関する活動を行う団体

力 白転車損害賠償責任保险等 道路における白転車の利用によって他人の生命▼け身体が害

⑨大阪府

①愛知県

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

- 自動車等 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下 「法」という。)第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項 第十号に規定する原動機付自転車をいう。

二 車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

三 自転車 法第二条第一項第十一号の二に規定する自転車を いう。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一

自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付

七 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の

事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。

四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

20兵庫県

②徳島県

白転車をいう

号の二に規定する白転車をいう。

車両 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

四 道路 法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。

五 歩道 法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。

安全で適正な利用に関する活動を行う団体をいう。

(定義)

16三重県

22和歌山県

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ れ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号 の2に規定する自転車をいう。
- (2) 保護者 未成年者に対して法律上監護教育の義務ある者及び未 成年者を現に監護する者をいう。
- (3) 自転車 利用者自転車を利用する者をいう。
- (4) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る交通事故により生 じた他人の生命又は身体の被害に係る損害を填補することができる 保険又は共済をいう。

26愛媛県

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第2条第1項第 11 号の2

(2) 車両 法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

- (3) 自動車等 法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第 10 号に規定する原動機付自 転車をいう
- (4) 道路 法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。 (5) 歩道 法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。
- (6) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の
-) 自転車貸付事業者 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車 を貸し付けることを業とする者をいう。
- (8) 自転車損害保険等 自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又

30大分県

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 - 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十一号の二に規定する 白転車をいう。

二 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された場合に おける損害賠償を保障することができる保険又は共済をいう。

四 自転車利用事業者 事業活動において自転車を利用する事業者をいう。

五 自転車貸付事業者 自転車の貸付けを業とする事業者をいう。

自転車小売等事業者 自転車の小売又は整備を業とする事業者をいう ナ 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の団体をいう。

· 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学 校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第百二十四条に 規定する車條学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう

九 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

23鳥取県

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。

- (1) 身体障害者標識 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第71条 の6第2項に規定する内閣府令で定める様式の標識をいう
- (2) 聴覚障害者標識 法第71条の6第1項に規定する内閣府令で定める様式の標識
- (3) 思いやり運転 相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することをいう。
- (4) 高齢運転者標識 法第71条の5第3項に規定する内閣府令で定める様式の標識
- (5) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 幼児用補助装置 法第71条の3第3項に規定する幼児用補助装置をいう。

27高知県

③1)宮崎県

転車をいう。

規定する自転車をいう

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第 105号。以下「法」という。)第2条第1項第11号の2に

(2) 自転車利用者 道路(法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。)において自転車を利用

(3)自動車等法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自

(5) 交通安全団体 交通安全に関する普及啓発活動を行う法人その他の交通安全に関する団体

(6) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定す

る専修学校及び同法第 134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第 164

供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども (7) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう

号)第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提

(4) 県民等 県内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。

。 (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第2条第1項 第 11 号の2に規定する自転車をいう。 (2) 自転車利用者 自転車を利用する者をいう (3) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(4) 交通安全団体 交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関す る活動を行う団体をい (5) 白動車等 法第2条第1項第9号に規定する白動車及び同項第10号に規定する原動 機付白転車をいう。

(6) 自転車関係法令 法その他の自転車に関係する法令(公安委員会規則を含む。)をい

(7) 高齢者 65 歳以上の者をいう。

(8) 自転車交通安全教育 自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育をいう。 児童等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(10) 保護者 児童等を保護する責任のある者をいう。

(11) 白転車小売業者 県内で白転車の小売を業とする者?

③2) 鹿児島県

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をい

(2) 車両 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。

(3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。 (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。), 同法第 124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

5) 関係団体 交通安全に関する活動を行う団体及び自転車の安全で適正な利用に関する活 動を行う団体をいう

助を1)75日神をいる。 (6) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録をいう。 | 自転車損害賠償保険等 | 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体

の被害に係る損害を補画像するための保険又は共済をいう。

■論点4-1 県の青務

条文案

(県の青務)

〇県は、前条に定める基本理念にのっとり、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相 互に連携協力し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策を総合的に実施するも のとする。

〇県は、自転車利用者、県民、関係団体、事業者及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用のための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うもの とする。

左記の解説

条例目的の実現のため、県が果たすべき役割を明記する。

- ・施策を策定し、実施する。
- ・安全で適正な自転車利用のため、必要な支援を行う。

県は条例の実施主体であり、「責務(責任+義務)」とする。

■他県条例

①北海道

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の活用 等の推進に関し、地域の実情に応じた総合的な施策を策定し、 及び実施する責務を有する。

2 道は、市町村が自転車の活用等の推進に関する施策を策定 し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重 要性に鑑み、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

⑤茨城県

(県の責務)

第2条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町村及び交通安全に携わる団体(以下「交通安全 関連団体」という。)との緊密な連携を図るよう努めるものとす

3 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を 促進するよう努めるものとする。

⑨東京都

(都の責務)

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を総合的に実施するものとする。 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び 啓発活動を行うものとする。

啓発活動を行うものとする。 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で 適下な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。

4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。

供、技術的又接での他の必要な協力を行うものどする。 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支 援その他の必要な協力を行うものとする。

係 然に、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な指置を譲じるものとする。

②青森県

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める自転車の安全な利用等の促進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全な利用等の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

⑥群馬県

(県の青務)

第2条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、実施する青務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町村及び交通安全に携わる団体の意見を反映させるよう緊密な連携を図らなければならない。

3 県は、定期又は臨時に交通安全運動のための期間を設ける 等効果的な交通安全運動を実施するものとする。

4 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を 促進するよう努めるものとする。

10神奈川県

(県の責務)

第4条、県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体、市町村及び国と相互に連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び市 町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取 組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を 講ずるものとする。

③宮城県

(県の責務) 第四条 県は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとす

一 自転車の安全利用について理解を深めるための学童期から高齢期までの各段階に応じた交通安全に関する教育及び啓発

二 乗車用ヘルメットの着用の促進

三 自転車の定期的な点検及び必要な整備の促進

四 県民等、自転車利用者、保護者 市町村、関係団体、事業者等が実施する自転車 の安全利用の促進に関する取組に対する情報の提供、助言その他の支援 五 学校における交通安全に関する教育及び啓発のための情報の提供その他の必要

な支援 六前各号に掲げるもののほか、自転車の安全利用を促進するために必要な施策 2 県は、前項各号に掲げる施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体と緊密 な連携を図り、必要に応じて、これらの者に対して協力を求めるものとする。

⑦埼玉県

県の責務)

第二条 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体との相互の 連携及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総 合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(11)富山県

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有す

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携 の下に、県民及び事業者の協力を得て、自転車の活用の推進 に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

3 県は、自転車の活用の推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、自転車の安全かつ適正な利用が図られるよう配慮するものとする。

④山形県

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、県民、自転車利用者、事業者、交通安全団体、学校、市町村及び国と連携し、及び協力して、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

8千葉県

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互 に連携協力して、自転車の安全で適正な利用を促進するため の総合的かつ基本的な施策を策定し、及び実施するものとす る。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転 車の安全で適正な利用のための取組を促進するため、情報の 提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

12山梨県

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民、事業者、交通安全団体及び市 町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する取 組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を 講ずるものとする。

① 長野県

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念にのつとり、自転車の利用に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者その他の関係者と緊密な連携を図るものとする。

3 県は、自転車の安全な利用及び利用の促進について、自転車を利用 する者、県民、事業者、観光旅客等に対し、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

4 県は、市町村が自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第11条 第1項に規定する市町村自転車活用推進計画を策定し、及び実施しよう とする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

⑪滋賀県

(県の責務)

第3条 県は、自転車が関係する交通事故の防止を図るともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる等の特性を最大限に活用した自転車の利用ができるよう、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の策 定および実施に当たり、市町等に対し、情報の提供、助言その 他の必要な支援を行うものとする。

②1)奈良県

(県の青務)

第三条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と相互 に連携を図りながら協力し、自転 車の安全で適正な利用の促 進に関する施策を総合的に実施するものとする。

2県は、道路管理者として、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道等の整備に関する事業を推進するものとする。

25香川県

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、身近な交通手段として自転車が果たしている役割を踏まえ、その利便性を損なわないよう配慮した上で、交通事故を防止するための総合的かつ計画的な施策を市町及び関係団体と連携して実施するものとする。

29能本県

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な 施策(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を実施しなければならない。

(14)静岡県

(県の責務) 第2条 県は、県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及 び協力の下、自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な 施策を策定し、これを実施するものとする。

2 県は、県民、事業者、交通安全団体及び市町の自転車の安全適正利用に 関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるもの レセス

3 県は、県民に対し、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を行うものとする。

4 県は、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、自転車道、 自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う放置されている自転 車の搬去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるも のとする。

18京都府

(府の責務) 第2条 府は、白転車の安全かる

第2条 府は、自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ 計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民等(府民、事業者及び交通安全活動団体(交通の安全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された団体をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)、市町村及び国と連携し、及び協働して取り組むものとする。

22和歌山県

(県の青務)

第3条 県は、国、市町村、事業者及び交通安全に関する活動 を行う団体(次項において「交通安全団体」という。)と連携し、自 転車の安全利用を促進するための施策を総合的に実施するも のとする。

2 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び県民の自転車の安全利用に関する活動を支援するものとする。

3 県は、自転車の安全利用を促進するため、県民に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

26愛媛県

(県の責務)

第3条 県は、国、市町、事業者及び関係団体との相互の連携 及び協力の下に、自転車の安全な利用の促進に関する総合的 な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、自転車の安全な利用の促進を図る上で市町が果たす 役割の重要性に鑑み、市町が行う自転車の安全な利用の促進 に関する施策に関し、助言その他の必要な支援を行うものとす る。

30大分県

(県の責務)

第三条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

⑤愛知県 (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な

|う。)にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する総合的 |施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及び関係行政機関と相互に連携して、自転車 を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進する ものとする。

(19)大阪府

(府の責務)

第二条 府は、安全適正利用の促進に関する施策を実施する よう努めなければならない。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、交通安全団体、府民、国及び市町村と連携及び協力を行うものとする。 3 府は、関係機関と連携及び協力を行い、安全適正利用のための自転車に係る道路交通環境の整備に努めるものとする。 4 府は、事業者、交通安全団体及び府民の安全適正利用に関する活動を支援するものとする。

②鳥取県

②高知県

(県の責務)

第2条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相 互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用を促進す るための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。 2 県は、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全

2 宗は、宗氏、李米有人の関係の山体が美地のも日本年の女主で適正な利用の促進のための取組に関して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

③1宮崎県

(県の責務)

第4条 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体 及び市町村並びに国と相互に連携し、及び協力して、自転車の 安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実 施するものとする。

2 県は、自転車利用者、県民等、事業者、交通安全団体及び 市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する 取組を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置 を講ずるものとする。

16三重県

(県の責務)

第三条 県は、交通安全に関する総合的な施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

2 県は、交通安全に関する総合的な施策を実施するに当たっては、国、市町、県民、事業者及び交通安全関係団体と緊密な連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、県民及び事業者が取り組む交通安全に関する活動を 促進するよう努めるものとする。

20兵庫県

(県の責務)

第5条 県は、県民、事業者、交通安全団体、市町及び国との相互の連携及び協力の下、自転車の安全適正利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するとともに、県民、事業者及び交通安全団体の自転車の安全適正利用に関する運動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

②徳島県

(県の青務)

第三条 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体との相 互の連携及び協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する 総合的な計画を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村、県民、事業者及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

28福岡県

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、事業者及び交通安全団体の協力を得て、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

32) 鹿児島県

(県の責務)

第3条 県は、国 市町村、事業者、県民及び関係団体との相互の連携及び 協力の下、自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定し、及 び実施するものとする。

2 県は、市町村、自転車利用者、自転車販売業者、自転車貸付業者、事業者、県民、学校の長及び関係団体が実施する自転車の安全で適正な利用に 関係でいる取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものレオス

3 県は、自転車の安全で適正な利用について、自転車利用者及び県民の 関心及び理解を深めることができるよう、啓発活動を行うものとする。 4 県は、自転車の安全で適正な利用に関する人材の育成及びその活用を 行うものとする。

■論点4-2 自転車利用者の責務(役割)

条文案

(自転車利用者の責務)

- 〇自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとと もに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
- 〇自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければ ならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、自転車利用者が果たすべき役割を明記する。

- 道路交通法その他の法令遵守。
- 自転車の安全で適正な利用。
- 交通事故防止に関する知識の習得。

自転車の利用主体であり、「責務」とする。

■他県条例

①北海道

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守し、歩行者及び自動車等(道 路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原 動機付自転車をいう。次条において同じ。)の通行に十分に配慮して自転車を利 用するとともに、使用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努め なければならない。

- 2 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、及び夜間においては自転車の側面に反射器材を装着するよう努めなければならな い、
- v。 3 自転車利用者は、自転車の利用に当たっては、自然環境の保全に配慮する よう努めるものとする。
- 4 自転車利用者は、冬期においては、その道路状況を考慮して、自転車に適正な器材を装着し、又は自転車の利用を取りやめるよう努めるものとする。

⑤茨城県

9東京都

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第二条第 一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識して同法 その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するもの とする。

2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

②青森県

10神奈川県

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、法第2条第1項第8号に規定する 車両の運転者としての責任を自覚し、自転車を安全かつ適正に 利用するため、自転車が関係する交通事故の防止についての 知識を習得するとともに、自転車の利用に当たって必要な安全 上の措置を講ずるよう努めなければならない。

③定城里

(自転車利用者の責務

第六条 自転車利用者は、法その他の関係法令を遵守しなければならない。 2 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識を習得するとともに、他人に迷惑を及ぼすおそれがある運転をしないよう努めなければならない。

3 自転車利用者は、自転車で歩道(法第二条第一項第二号に規定する歩道をいう。)を 通行する場合において、その通行が歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、あらか しめ当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安全に配慮するよう努めなければならな

4 自転車利用者は、自転車機断帯(法第二条第一項第四号の二に規定する自転車機断帯という。)が併設されていない横断歩道(同項第四号に規定する機断歩道をいう。以下 この項において同じ。)を参行者用信号機(同条第一項第十四号に規定する信号機で歩 行者の通行の用に供するものをいう。)に従って自転車で通行する場合において、その機 断歩道に通行している歩行者がいるときは、当該自転車を押して歩く等、当該歩行者の安 全に配慮するよう努めなければなるない。

⑦埼玉県

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通 法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全な利用に努めなければ ならない。

- 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに 反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。
- 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の 促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年 法律第八十七号)第十二条第三項の防犯登録を受けるとともに、自転車の 盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着 その他の防犯対策に努めなければならない。

⑪富山県

4)山形県

(自転車利用者の責務)

第6条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で 適正な利用に関する知識を習得するとともに、道路交通法第2 条第1項第8号に規定する車両の運転者であることを自覚し、 道路の積雪、凍結等の状況を考慮した上で、自転車の安全で 適正な利用をし、又はその利用を取りやめるよう努めるものとす

2 自転車利用者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑧千葉県

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)の運転者としての責任を自覚し、法その他の法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。 2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車利用者は、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するため、自転車の放置(自転車が自転車駐車場以外の公共の場所に置かれており、かつ、その自転車の利用者がその自転車を離れて直ちに移動することができない状態をいう。)をしないよう努めなければならない。

⑪山梨県

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、車両(道路交通 法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第十条第四項 において同じ。)の運転者としての責任の自覚の下に、自転車 の利用に当たっては、道路の交通に関する法令を遵守するほ か、自転車に関する交通事故防止についての知識を習得し、自 転車の安全で適正な利用のために必要な措置を講ずるよう努 めるものとする。

① 長野県

(自転車運転者の青務)

第4条 自転車を運転する者(以下この条及び第14条第1項において「自転車運転者」という。)は、自転車が車両(道路交通法第2条1項第8号に規定する車両をいう。第10条において同じ。)であることを認識し、同法その他の自転車に関係する法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守するとともに、歩行者、他の自転車運転者等の道部(出て、第10条において、同じ。)における通行に配慮するよう努めるものとする。

2 自転車運転者は、その運転する自転車について定期的な点検及 び整備に努めるとともに、自転車の運転に当たり事故の被害を軽減 するための器具の使用に努めるものとする。

⑪滋賀県

②1)奈良県

(自転車所有者等の青務)

第四条 自転車所有者等は、自転車が車両であることを認識 し、関係法令を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用 に努めなければならない。

2自転車所有者等は、自転車の利用に係る交通事故の防止に 関する知識の習得に努めなければならない。

25香川県

29能本県

(自転車利用者の責務)

第 5 条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するときは、自転車が車両(道路交通法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両をいう。)であることを認識して、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行するものとする。

(1) 歩道 (道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において 同じ。を通行することが可能な場合において、可能な限り車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。)の左側に設置されている参道を通行すること。

(2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。

(日) 前2 号に関いるいかはかに他には必要を表しませないこと。 2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適 正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。

田で利用に必要なな形成の知識の自時で3がるものとする。 3 自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。

(14)静岡県

(自転車利用者等の責務)

第六条 自転車利用者は、基本理念にのっとり、自転車の安全 で適正な利用に必要な知識及び技能を習得するよう努めるとと もに、車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他 の法令を遵守するほか、歩行者又は他の車両の通行に配慮し て、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者が自転車利用 者であるときは、その者に自転車の安全で適正な利用に必要 な知識及び技能を習得させるよう努めなければならない。

- 保護者 その監護する未成年者

二 学校の長 その学校の児童、生徒又は学生

18京都府

(自転車利用者の責務)

第3条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令の規定を遵守するとともに、次 に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。 (1) 交差点内を通行しようとするときは、必要に応じ一時停止又は徐行をするなど車両及 び歩行者に注意して適能をすること。

(2) 携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転をしないこと。

(3) 歩行者の通行の頻繁な歩道及び路側帯(以下「歩道等」という。)では自転車を押して

(4) 歩行者が通行している歩道等においては、傘を使用しながら運転をしないこと。 (5) 歩道等を通行する歩行者に対し、自己の進路を確保する目的で警音器を使用しない

(6) 前各号に掲げるもののほか、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をしないこと。

2 自転車を利用する者は、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするよう努めなければならない。

②和歌山県

(自転車利用者等の青務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他自転車の安全利用等に関係する法令を遵守するとともに、自転車の安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に当たっては、安全利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 高齢者(65歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の 家族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者に対し、自転 車の安全利用のために必要な助言を行うよう努めるものとす る。

26愛媛県

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、道路の交通に関する法令を遵守しなければならない。

2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並び に反射材の装着その他の交通事故を防止するための対策に努めなければなら ない

4 前3項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、次に掲げる事項を励 行すること等により自転車の安全な利用に努めなければならない。

(1) 道路において自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。 (2) 自転車に乗車して歩道を通行するときは、車道の左側に設置されている歩道 を通行すること。

(3) 歩行者が頻繁に通行する歩道においては、自転車を押して歩くこと。

30大分県

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車利用者は、自転車が車両(道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項その他の関係法令に規定する事項を通守するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。

一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として関係法令に定める反射器材を備えること。

二 酒気を帯びて運転しないこと。

三 自転車のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及ひ 当該自転車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転する こと。

四 傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等、視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法 で運転しないこと。

五携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視して運転しないこと。

15愛知県

(19)大阪府

(自転車利用者の責務)

第三条 自転車利用者は、自転車が交通の危険を生じさせるおそれのあるものであることを認識し、歩行者、自転車、自動車(道路交通法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。)及び原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)が共に道路を安全に通行することができるように配慮し、安全適正利用に努めなければならない。

②鳥取県

|(歩行者等に対する安全配慮)

第13条 自転車利用者は、自転車の利用に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の自転車利用者又は自動車の安全な通行に支障を及ぼすことのないよう努めるものとする。

②高知県

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。第6条において同じ。)の運転者としての責任を自覚し、法その他関係法令等を遵守するとともに、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得に努めなければならない。

③1 宮崎県

(自転車利用者の責務

第5条 自転車利用者は、自転車が車両(法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)である ことを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 交差点内を通行しようとするときは、信号機、道路標識及び道路標示を遵守するほか、当該

(2) 仮間(日次時から日面時までの時間をいう。) においては、削無灯を無対するとともに、法での他の自転車に関する法令(公安委員会規則を含む。以下「自転車関係法令」という。)に定める反射器材を備え付け、又は尾灯を点灯すること。

(3) 携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、画像表示用装置に表示された画像を注視し、又は傘を差しながら運転しないこと。

(4) 自転車関係法令に定める乗車人員の制限を超えて運転しないこと。

(5) イヤホン又はヘッドホンを使用して音楽等を聴くなど、安全な運転に必要な交通に関する音 又は声が聞こえないような状態で運転しないこと。

スは声が固こえないような状態と連転しないこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、自転車関係法令に定める自転車の安全な利用に関する事項

16)三重県

(自転車運転者の責務)

第五条 自転車運転者は、交通安全に関する法令を遵守するとともに、飲酒運転、歩行者妨害、スマホ等を使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因となることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮しなければならなし、

2 自転車運転者は、車両の運転者であることを自覚し、定期的な点検整備を行うよう努めなければならない。

20兵庫県

②徳島県

(自転車利用者の責務)

第四条 自転車を利用する者は、車両の運転者としての責任を自覚し、法その他の 関係法令(以下)自転車関係法令」という。) を遵守して、歩行者及び自動車等の通行 に十分配慮するとともに、自転車を安全で適正に利用しなければならない。 2 自転車を利用する者は、自転車が関係する交通事故の防止に関する知識の習得

に努めなければならない。 3 前二項に規定するもののほか、自転車を利用する者は、自転車の安全で適正な

3 削二項に規定するもののはか、自転車を利用する者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

一 道路において自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用すること。

二 障がい者、高齢者その他の安全に配慮が必要と認められる者が通行する歩道に おいては、自転車を押して歩き、その通行を妨げないようにすること。

三 自転車には、反射器材、前照灯その他の安全な通行を確保するために必要となる器具を備え付けること。

28福岡県

(自転車利用者の責務)

第5条

2自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の 実施に努めるものとする。

(1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。

(2) 自転車の側面に反射器材を備え付けること。

(3) 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること

(4) 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。

(5) 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

32) 鹿児島県

(自転車利用者の役割)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)を遵守するとともに、自転車が車両であることを認識して、自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。

2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、必要に応じて整備を行うよう努めるものとする。

3 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車の確実な施錠を行うよう努めるとともに、防犯登録を受けなければならない。

■論点4-3 県民の責務(役割)

条文案

(県民の青務)

〇県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等に おける自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなけれ ばならない。

○県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策 に協力するよう努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、県民が果たすべき役割を明記する。

- ・自転車の安全で適正な利用に関する理解を深める。
- │・自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。

★例目的の実現のためには、日常的に自転車を利用しない者を含めた、県民全体での交通安全への理解及び取組が重要であることから、「責務」とする。

■他県条例

①北海道

(道民の役割)

第7条 道民は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めなければならない。

2 道民は、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用 に関する知識及び技能の習得、環境への負荷の低減に資する 自転車の利用並びに家庭、地域等における自転車利用者及び 歩行者等の交通の安全に係る教育及び啓発に関する取組を行 うよう努めるものとする。

3 道民は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

5茨城県

(県民の青務)

第3条 県民は、交通安全に対する理解を深め、その日常生活において、自らすすんで、交通安全に関する活動を行うよう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び交通安全関連団体が実施する交通安全 に関する施策及び活動に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、車両を運転する場合にあっては、歩行者の安全の確保その他の交通事故の防止に努めなければならない。

4 県民は、自転車を利用する場合にあっては、自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができる保険又 は共済(以下「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に努め なければならない。

⑨東京都

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、 都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めな ければならない。

②青森県

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等 の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、県が実 施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力する よう努めなければならない。

⑥群馬県

(県民の役割)

第4条 県民は、交通安全を確保するために一人一人の自覚と 責任が重要であることを認識するとともに、法令を遵守し、その 日常生活において自らすすんで交通安全に関する活動を行う よう努めなければならない。

2 県民は、県、市町村及び交通安全に携わる団体が実施する 交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めなければ ならない。

3 県民は、車両を運転するときは、歩行者の安全の確保その他の交通事故防止に努めなければならない。

⑩神奈川県

(県民等の責務)

第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を 深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用 のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。 2県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければ ならない。

③宮城県

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全利用について理解を深め、家庭、学校、地域、職場等における自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。 2 県民は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(県民の責務)

第三条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、 家庭、職場、学校、地域社会等において自転車の安全な利用 に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければなら ない。

|2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関す |る施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県

(県民の役割)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、それぞれの立場において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。2 県民は、自転車の用の推進に当たっては、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識の習得その他家庭、地域等における自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。

|3 県民は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策に |協力するよう努めるものとする。

④山形県

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう 努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑧千葉県

(県民の責務)

第3条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正 な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければなら ない。

⑪山梨県

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な 利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における 自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極 的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

論点4-3 (県民の責務) 11 ページ

① 長野県

(県民等の役割)

第7条 県民は、自転車の安全な利用に関する理解を深めるため、自転車の利用に関する知識の習得等に努めるものとする。 2 県民及び事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の 利用に関する施策に協力するとともに、自転車の安全な利用に 努めるものとする。

①滋賀県

(県民の役割

第4条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する知識および理解を深め、自転車 関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識および技能の習得、環境への負荷の 低減等の環境の保全に資する自転車の日常生活への利用、家庭、職場、学校、地域 等における自転車の安全で適正な利用の啓発その他自転車の安全で適正な利用に 関する取組を自主的かつ積極的に行よう努みるものとする。

2 県民は、自動車等(法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10 号に 規民は「京原機付目転車をいう。以下同じ。)を運転する場合には、自転車が車両 (法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。)であることを認識して、歩 行者、自転車および自動車等がそれぞれ道路を安全に通行することができるように 配慮するよう容めおよの少する。

3 県民は、国、県および市町が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

20 奈良県

(県民の役割)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に 関する施策に協力するよう努めるものとする。

25香川県

(県民の青務)

第5条 - 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全利用に関する理解を深め、家庭、学校、職場、地域社会等において自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県及び市町が実施する自転車の安全利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 県民は、基本理念にのっとり、道路を歩行者として通行するときは、法その他の法令を遵守するとともに、自転車への注意を怠ることのないよう努めなければならない。

4 県民は、基本理念にのっとり、自動車等を運転する場合において、自転車を追い越そうとするときは、速度を減じ、及び当該自転車との間に安全な間隔を保つよう配慮し、自転車利用者が道路を安全に通行することができるよう努めなければならない。

29能本県

(14)静岡県

(県民の役割) 第3条 県民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車の利用 に関する道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令)という。)の 遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭及び地域における自転車の 安全な利用の啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的 かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、自動車等を運転する場合には、自転車が車両であることを認識して、歩行者 自転車及び自動車等がそれぞれ道路(道路交通法第2条第1 頃第1号に規定する道路をいう。以下同じ。)を安全に通行することができる ように配慮するよう努めるものとする。

18京都府

(府民の責務)

第5条 府民は、自転車の安全な利用の方法について理解を深め、家庭、職場、地域等において自転車の安全な利用を呼びかける等自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 府民は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

22和歌山県

(県民の青務)

第5条 県民は、この条例の目的を達成するため、県が実施する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

26 愛媛県

(県民の責務)

第4条 県民は、自転車の安全な利用について理解を深め、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境が形成されるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 県民は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

30大分県

(県民の責務)

第五条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

①愛知県

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な 利用について理解を深め、県が実施する自転車の安全で適正 な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

16三重県

(県民の役割)

第八条 県民は、交通安全に対する理解を深め、その推進に努めるものとする。

2 県民は、県、市町及び交通安全関係団体が実施する交通安全に関する施策及び活動に協力するよう努めるものとする。

(19)大阪府

②鳥取県

とする。

(技能等の習得)

(府民の役割)

第六条 府民は、安全適正利用に関する理解を深め、並びに 家庭及び地域において安全適正利用に関する取組を自主的か つ積極的に行うよう努めなければならない。

2 府民は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力するよう努めなければならない。

第14条 県民等は、交通安全を確保するために必要となる自転

車を適正に利用するための技能及び知識の習得に努めるもの

20兵庫県

(県民の役割)

第2条 県民は、自転車の安全適正利用に関する理解を深め、自転車の利用に関する道路交通法その他の関係法令(以下「自転車関係法令」という。)の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

④徳島県(県民の役割)

第六条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全な利用の啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正 な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

②高知県

(県民の役割)

第5条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

28福岡県

(県民の役割)

第7条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、 学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進及び 活用の推進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努め るものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

32鹿児島県

(県民の役割)

第7条 県民は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車関係法令の遵守、自転車の利用に関する知識の習得、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正 な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

③1宮崎県

(県民等の役割)

第6条 県民等は、自転車の安全で適正な利用について理解を 深め、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用 のための取組に積極的に参加するよう努めなければならない。 2 県民等は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければ ならない。

■論点4-6 交通安全団体の責務(役割)

条文案

(関係団体の役割)

〇関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推 進するよう努めるものとする。

〇関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための 施策に協力するよう努めるものとする。

左記の解説

条例目的の実現のため、関係団体が果たすべき役割を明記する。

・自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。

条例目的の実現のためには、関係団体の協力が不可欠であるが、実施の程度は、あくまで各団体の判断に委ねられるべきであることから、「役割」とする。

■他県条例

①北海道

②青森県

(交通安全団体の責務)

第七条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用等を促進するよう努めるとともに、県が実施する自転車の安全な利用等の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

③宮城県

(関係団体の青務)

第九条 関係団体は、法その他の関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 関係団体は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用 を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4)山形県

(交通安全団体の責務)

第8条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県

⑥群馬県

⑦埼玉県

(関係団体の責務)

第六条 関係団体は、自転車の安全な利用に関する県民の理解と協力が得られるよう、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

8千葉県

(関係団体の役割) 第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとす

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で 適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものと する。

⑨東京都

(自転車関係団体の役割)

第9条 自転車の活用等の推進に関する活動を行う団体(次項において「自転車関係団体」という。)は、自転車の活用等に関する機運を醸成するための活動その他自転車の活用等の推進に資する活動を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 自転車関係団体は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑩神奈川県

(交通安全団体の責務)

第8条交通安全団体は、交通法規の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。2交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県

⑪山梨県

(交通安全団体の役割)

第八条 交通安全団体は、基本理念にのっとり、道路の交通に関する法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(13)長野県

(交通安全団体の役割)

第9条 交通安全に関する活動を行う団体(第13条及び第16条 第2項において「交通安全団体」という。)は、自転車関係法令 の遵守に関する啓発その他の自転車による事故を防止するための活動等に努めるものとする。

(14)静岡県

(交通安全団体の啓発活動等)

第7条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発 その他の自転車の安全適正利用に関する活動を企画し、県民 の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

15愛知県

(17)滋賀県

(交通安全団体等の役割)

第6条 交通安全団体等は、自転車関係法令の遵守に関する啓 発、自転車の安全で適正な利用の気運を醸成するための活動 その他自転車の安全で適正な利用の促進に資する活動を積極 的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体等は、国、県および市町が実施する自転車の 安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努める ものとする。

18京都府

(交通安全活動団体の役割)

第6条 交通安全活動団体は、その活動を通じて自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深め、地域における自転車の安全な利用の促進に関する取組を積極的に推進する役割を果たすものとする。

(19)大阪府

(交通安全団体の役割)

第五条 交通安全団体は、安全適正利用を促進するための活動を積極的に推進するよう努めなければならない。 2 交通安全団体は、安全適正利用の促進に関する府の施策 に協力するよう努めなければならない。

20兵庫県

(交通安全団体の役割)

第4条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発 その他の自転車の安全適正利用に関する活動を企画し、県民 の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

21) 奈良県

(交通安全団体の役割)

第七条 交通安全団体は、関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

22和歌山県

23鳥取県

②4徳島県

(関係団体の役割)

第八条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する取組を企画し、県民の参画を得て、積極的に推進するよう努めるものとする。

25香川県

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、基本理念にのっとり、法その他の自転車の利用に関する法令(以下「関係法令」という。)の遵守に関する啓発活動その他の自転車の安全利用に関する活動を積極的に推進するよう努めなければならない。

26愛媛県

(関係団体の責務)

第8条 関係団体は、自転車の安全な利用の気運を醸成するための広報活動、啓発活動その他の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

②高知県

(関係団体の役割)

第8条 関係団体は、自転車の安全で適正な利用に関する県 民及び事業者の理解を深めるための取組を積極的に推進する よう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

28福岡県

|(交通安全団体の役割)

第9条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

29能本県

(事業者の責務)

第8条事業者は、その従業員が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、研修の実施及び情報の提供に努める ものとする。

2 事業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

30大分県

(交通安全団体の責務)

第七条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(31)宮崎県

(交通安全団体の役割)

第8条 交通安全団体は、自転車関係法令の遵守についての啓発その他の自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に推進するよう努めなければならない。 2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

32 鹿児島県

(関係団体の役割)

第10条 関係団体は、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他の自転車の安全で適正な利用に関する活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 関係団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

■論点4-7 事業者の責務(役割)

条文案

(事業者の青務)

〇事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を深め、自転車の安全で適正な利用 を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

〇事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施 策に協力するよう努めなければならない。

左記の解説

条例目的の実現のため、事業者が果たすべき役割を明記する。

- ・従業員に対する自転車の安全で適正な利用の啓発を行う。
- 自転車の安全で適正な利用のための取組を行う。

ここでの事業者とは、自転車の利用主体と同意義であり、「責務」とする。

■他県条例

①北海道

(事業者の役割)

第8条 事業者は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めるとともに、その事業活動において自転車の活用等の推進を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において従業員その他の者に自転車を利用させるときは、自転車関係法令を遵守させるとともに、 乗車用ヘルメットの着用を推奨するものとする。

3 事業者は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

⑤茨城県

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとと もに、従業員に対する交通安全教育を行わなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自転車(自転車の貸付を業とする場合にあっては、その貸付に係る自転車を含む。)の運行について、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

3 事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、自 転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自 転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

(1) 従業員が通常の通勤の方法として自転車を利用する場合 当該従業員(2) 自転車の小売を業とする場合 当該自転車の購入者

9東京都

(自転車使用事業者等の責務)

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用 促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。)、自転車の 製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者(以下「自転車組立業者」と いう。)、自転車の整備を業とする者(以下「自転車整備業者」という。)、自転車 車賃付事業を営む者(以下「自転車貸付業者」という。)、自転車駐車場を利 用させることを業とする者(第十三条第二項において「自転車駐車場業者」と いう。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利 用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する 自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

②青森県

(事業者の青務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用 等の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その 事業活動に関し、県が実施する自転車の安全な利用等の促進 に関する施策に協力するよう努めなければならない。

6群馬県

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を確保するとともに、従業員に対する交通安全教育を行うよう努めなければならない。

10神奈川県

(事業者の責務)

第7条事業者は、自転車の安全で適正な利用について理解を 深め、その事業活動を通じて、自転車の安全で適正な利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならな

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければならない。 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

③宮城県

(事業者の責務)

第十条 事業者は、自転車で通勤し、又は事業活動において自 転車を利用する従業者に、自転車の安全利用に必要な啓発及 び指導を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全利用について理解を深め、その事業活動を通じ、自転車の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県及び関係機関が実施する自転車の安全利用を促進するための施策に協力するよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(事業者の責務)

第五条 事業者は、従業員に対し、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

2 事業者は、自転車の安全な利用に関する理解を深め、自転車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

⑪富山県

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念について理解を深め、その事業活動において自転車の活用の推進を図るよう努めるものとする。 2 事業者は、自転車の活用の推進に当たっては、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車関係法令の遵守に関する啓発その他自転車の安全かつ適正な利用に関する取組を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する自転車の活用の推進に関する施策 に協力するよう努めるものとする。

④山形県

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用の促進に関する取組を行うよう努めるものとする。 2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自 ま事の内全で第三な利用の保持に関する旅館に扱っまるよう。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策に協力するよう 努めるものとする。

8千葉県

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとす

12山梨県

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、自ら自転車の安全で適正な利用のための取組を実施するよう努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育及び啓発を行うよう努めるものとする。 3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとす る。

論点4-7(事業者の責務) 15 ページ

(13)長野県

(自転車利用事業者等の青務)

第5条 事業者のうちその事業活動において自転車を利用するもの (次項に規定する自転車貸付事業者を除く。第14条第3項において 「自転車利用事業者」という。)は、自転車を利用させる従業者に対し て自転車関係法令の遵守に関する教育を行うとともに、その利用する 自転車について定期的な点検及び整備に努めるものとする。 2 自転車を利用しようとする者に対し、継続的に又は反復して自転車 を貸し付ける者(以下「自転車貸付事業者」という。)は、貸付けの用 に供する自転車について定期的な点検及び整備に努めるとともに、 当該自転車の適切な保管に努めるものとする。

①滋賀県

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する知識お よび理解を深め、その従業者に対する自転車関係法令の遵守 に関する啓発、環境への負荷の低減等の環境の保全に資する 観点からの自転車の事業活動および通勤への利用その他事 業活動を通じた自転車の安全で適正な利用の促進に関する取 組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。 2 事業者は、国、県および市町が実施する自転車の安全で適 正な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとす る。

②1)奈良県

事業者の役割)

第六条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又は事業活動に おいて自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正 な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとす

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深 め、自転車の安全で適正な利用を促進するための取組を自主 的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進 に関する施策に協力するよう努めるものとする。

25香川県

29能本県

(14)静岡県

(事業者の理解等)

第6条 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深 め、その事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓 発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的か つ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、自 転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を |行うよう努めなければならない。

3 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利 用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

18京都府

(自転車関連等事業者等の責務)

第4条 次に掲げる事業者(以下「自転車関連等事業者」という。)は、その事業活動を通じ て自転車の安全な利用の方法について府民の理解を深める等自転車の安全な利用の仮 進に努めなければならない

(1) 自転車の小売又は整備若しくは修理を業とする者(以下「自転車小売等業者」とい

|20|| (2)|| 自転車の貸出しを業とする者(以下「自転車貸出業者」という。) |(3)|| 一般公共の用に供される自転車駐車場の管理を業とする者(以下「自転車駐車場管 理業者 よいうご

(4) 宅地建物取引業者等(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規 定する宅地建物取引業者及び賃貸住宅の管理を業とする者をいう。以下同じ。) 2 自転車関連等事業者は、府民等が行う自転車の安全な利用の促進に関する取組に協

3 事業者は、府又は市町村が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力 するよう努めなければならない。

22和歌山県

(事業者の青務)

第6条 事業者は、この条例の目的を達成するため、県が実施 する自転車の安全利用の促進に関する施策に協力するよう努 めるとともに、その事業活動において、従業員の自転車の安全 利用に努めるものとする。

26愛媛県

(事業者の責務)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員及びその 事業活動において自転車を利用する従業員に対し、自転車の 安全な利用に関する啓発及び指導を行うよう努めなければなら ない。

2 事業者は、自転車の安全な利用について理解を深め、自転 車の安全な利用の促進に関する取組を自主的かつ積極的に行 うよう努めなければならない。

3 事業者は、県が実施する自転車の安全な利用の促進に関す |る施策に協力するよう努めなければならない。

30大分県

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自転車 の安全で適正な利用の促進に関する取組を推進するとともに、 県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進 に関する施策に協力するよう努めるものとする。

①愛知県

(事業者の責務)

第七条 事業者は、自転車をその事業の用に供するときは、基 本理念にのっとり、自転車の安全で適正な利用に必要な措置を 講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する自転車の安全 で適正な利用に関する施策に協力するよう努めなければならな

(19)大阪府

(事業者の役割)

第四条 事業者は、安全適正利用に関する理解を深め、及びそ の事業活動を通じた安全適正利用を促進するための活動を自 主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、安全適正利用の促進に関する府の施策に協力 するよう努めなければならない。

②鳥取県

27高知県

(事業者の役割)

第 7 条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活 動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で |適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるもの とする。

2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深 め、自転車の安全で適正な利用の促進のための取組を自主的 かつ積極的に行うよう努めるものとする。

|3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 |正な利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとす

③1宮崎県

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活 |動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で |適正な利用について教育及び啓発を行うよう努めなければなら ない。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用を促進するための施策に協力するよう努めなければ ならない。

16三重県

(事業者の役割)

第九条 事業者は、その事業の用に供する車両の安全な運行を 確保するとともに、従業員に対し交通安全教育を行うよう努める ものとする。

2 事業者は、その業務に従事する車両の運転者に対して飲 |酒、過労、病気等の理由により正常な運転をすることができな いおそれがないかどうかの確認をする等、危険な運転の防止に |必要な措置を講じなければならない。

20兵庫県

(事業者の役割)

|第3条 事業者は、自転車の安全適正利用に関する理解を深 め、その事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓 発その他の自転車の安全適正利用に関する取組を自主的か |つ積極的に行うよう努めるものとする。

2 事業者は、国、県及び市町が実施する自転車の安全適正利 用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

②徳島県

(事業者の役割)

|第七条 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な 利用に関する啓発及び指導を行うよう努めるものとする。 2 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深

め、自転車の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積 |極的に行うよう努めるものとする。

|3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

28福岡県

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業 活動において自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の 推進に努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動にお いて自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な 利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとす

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適 |正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう 努めるものとする。

③2) 鹿児島県

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を 深め、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関す る啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業の用に供する自転車について、安全で 適正な利用に関する必要な点検及び整備を行うよう努めるもの

3 事業者は,国,県及び市町村が実施する自転車の安全で適 正な利用に関する施策に協力するよう努めるものとする。

■論点4-10 自動車運転者の責務(役割)

	条文案		左記の解説	
(自動車等運転者の責務) 〇自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。 〇自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。		条例目的の実現のため、自動車等運転者が・自転車が安全に通行することができるよう 自転車の交通安全のためには。自動車等運 ことから、「責務」とする。	果たすべき役割を明記する。 配慮する。 転者の法令遵守及び意識醸成が不可欠である	
	■他県条例			
	①北海道	②青森県	③宮城県	④山形県
	(自動車等運転者の責務) 第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識 し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することがで きるように配慮しなければならない。 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これ との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければな らない。		(自動車等を運転する者の責務) 第十三条 自動車(法第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。)又は原動機付自転車(同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)を運転する者は、自転車の側方を通過するときは、交通事故を防止するため、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。	
	⑤茨城県	⑥群馬県	⑦埼玉県	⑧千葉県
	⑨東京都	⑩神奈川県	⑪富山県	⑪山梨県

③長野県	⑭静岡県	⑤愛知県	16三重県
(自動車等運転者の遵守事項) 第10条 自動車等(道路交通法第2条第1項第9号に規定する 自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以 下この条において同じ。)を運転する者は、自転車が車両であ ることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安 全に通行することができるように配慮するよう努めるものとす る。		(自動車等の運転者の責務) 第八条 自動車等を運転する者は、基本理念にのっとり、自転 車が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努 めなければならない。	(自動車等運転者の責務) 第四条 自動車等運転者は、交通安全に関する法令を遵守する とともに、飲酒運転、速度違反、横断歩行者等妨害、妨害運 転、スマホ等(スマートフォン、携帯電話端末、タブレット端末又 はこれらに類する物をいう。次条及び第六条において同じ。)を 使用しながら運転する行為等が交通事故を引き起こす原因とな ることを認識し、歩行者及び他の車両の運転者の安全に配慮し なければならない。
①滋賀県	18京都府	⑨大阪府	御兵庫県
② 奈良県	②和歌山県	②鳥取県 (自転車利用者の安全な通行の確保) 第12条 自動車を運転する者は、自転車利用者の安全な通行への配慮に努めるとともに、自転車との安全な車間距離の確保その他の適切な運転操作を行うよう努めるものとする。	②徳島県 (自動車等運転者の責務) 第五条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。
②香川県	©愛媛県 (自動車等運転者の責務) 第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めなければならない。 2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。	②高知県 (自動車等を運転する者の責務) 第6条 自動車等を運転する者は、自転車が車両であることを認識し、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。	②福岡県
塗能本県	③大分県	③宮崎県	②鹿児島県

■論点4−11 市町村の役割 左記の解説 条文案 (市町村の役割) 条例目的の実現のため、市町村が果たすべき役割を明記する。 〇市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進 ・区域内の実情に応じて、県の施策に協力する。 に関する施策に協力するよう努めるものとする。 条例目的の実現のためには、市町村の協力が不可欠であるが、実施の程度は、あくまで 各自治体の判断に委ねられるべきものであることから、「役割」とする。 ■他県条例 ①北海道 ②青森県 ③宮城県 4山形県 ⑤茨城県 ⑥群馬県 7)埼玉県 8千葉県 (市町村の役割) (市町村の役割) 第3条 市町村は、県の施策とあいまって、当該区域内の実情 第6条 市町村は、その区域内の実情に応じた自転車の安全で に応じた交通安全の確保に関する施策を策定し、実施するよう 適正な利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努 努めなければならない。 めるものとする。 9東京都 ⑩神奈川県 ⑪富山県 (12)山梨県

③長野県	④静岡県	⑤愛知県	16三重県
(市町村の役割) 第6条 市町村は、自転車の利用に関する施策(第12条第1項 の規定により県が自転車活用推進計画に基づき実施するもの を含む。)について、国、県、事業者その他の関係者と連携協力 するよう努めるものとする。 2 市町村は、その地域の実情に応じた交通安全教育に努める ものとする。			(市町の役割) 第七条 市町は、県の交通安全に関する施策と相まって、当該 市町の実情に応じた交通安全に関する施策を策定し、及び実 施するよう努めるものとする。
	[・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	[] ⑬大阪府	② 兵庫県
			(市町の責務) 第6条 市町は、前条の県の施策に準じた施策及びその区域の 状況に応じた自転車の安全適正利用の促進に関する施策を策 定し、及び実施するよう努めなければならない。 2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、県との相互の連 携及び協力の下、当該施策を効果的に実施するよう努めなけ ればならない。
⑪奈良県	②和歌山県	②鳥取県	④ 徳島県
②香川県	②愛媛県	(初高知県	②16福岡県
(市町の役割) (市町の役割) 第7条 市町は、基本理念にのっとり、県及び関係団体と連携 し、その地域の実情に応じた自転車の安全利用に関する施策 を実施するよう努めるものとする。	少交饭六		(市町村の役割) 第6条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する 自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する 施策に協力するよう努めるものとする。
②熊本県	30大分県	③宮崎県	③ 鹿児島県

■論点5 安全教育

条文案

〇県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、 交通安全教 育及び啓発を行うものとする。

〇県は、学校、事業者、関係団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関 する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学校の長は、その児童又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めるこ とができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう努めなければならない。

〇保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な教育 を行うよう努めなければならない。

〇高齢者の家族は、その高齢者に対し、自転車を安全で適正に利用するために必要な助言をす るよう努めなければならない。

○事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業員に 対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう、交通安全教育及び啓 |発を行うよう努めなければならない。

左記の解説

自転車交通安全の実現のためには、自転車利用者の身近なところで、適正な利用を啓発 |するための取組が重要である。

県、学校の設置者及び長、児童又は生徒の保護者がそれぞれ交通安全教育に取り組む努 力義務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車交通安全教育の推進)

第11条 道は、道民に対し、自転車の利用のための交通安全教育(第18条に おいて「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。

(学校等における自転車交通安全教育の推進)

第18条 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼 稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に 規定する各種学校をいう。)の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安 全に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育 を行うよう努めるものとする。

2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児 童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

②青森県

(自転車の安全な利用等に関する教育等)

第十二条 自転車を運転する未成年者の保護者は、当該未成 年者に対する自転車の安全な利用等に関する教育を行うよう 努めなければならない。

2 自転車を運転する児童及び生徒が在籍する学校の長は、当 該児童及び生徒に対する自転車の利用に係る交通安全教育 及び自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等自 転車の安全な利用等を促進するための取組を実施するよう努 めるものとする。

③宮城県

(保護者等の青務)

第七条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安 全利用に関する教育を行うよう努めなければならない。 (学校の長の責務)

第八条 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車 の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければなら ない。

4山形県

(家庭における理解の醸成等)

2 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用させるため、必要な教 育を行うよう努めるものとする。

第10条 県は、県民、事業者等が自転車の安全で適正な利用について理解を深めることができる よう。交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うものとする。

2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進に関 する取組及び施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。 3 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に 対し、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。 4 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)の長は、その児童又は生徒に対 、交通安全教育及び自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

5 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校に限る。)の長は、その学生又は生徒に

対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めるものとする。

⑤茨城県

9東京都

(生徒等に対する交通安全教育等の推進)

第8条 県民は、幼児、児童及び生徒(以下「生徒等」という。)を交通事故から守るとともに、交通 安全思想の定着を図るため、家庭及び地域社会において、生徒等に対し、交通安全教育を行う よう努めなければならない。

・学校及び保育所(以下「学校等」という。)の管理者は、当該学校等に在籍し、又は入所してい る生徒等の発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めるとともに、生徒等が交通安全に関す る活動を行うことができるよう配慮しなければならない

3 学校等の管理者は、当該学校等に在籍し、又は入所している生徒等及びその保護者に対し 自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責 任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

4 生徒等の保護者は、その監護する生徒等に対し歩行者の安全の確保その他の交通事故の 防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うとともに 当該生徒等が自転車を利用 する場合にあっては、その運行について自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければ

県は、前各項の交通安全教育等に関し、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとす

6群馬県

(交涌安全教育の推進)

第6条 県は、県民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故を防止するため、保育所、幼稚園、 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び大学等(以下「学校等」という。 並びに家庭、職場及び地域において、幼児から高齢者に至るまでの各年齢層を対象とした交通 安全教育を推進するとともに、交通安全教育に関し情報の提供その他の必要な措置を講ずるも のとする。

2 県は、高等学校、中等教育学校等の生徒が、在学中に自動車等の免許を取得することが可能 な年齢に達することから、交通社会の一員としての責任ある行動がとれるよう、総合的かつ計画 的な交通安全教育に努めなければならない。

3 県民は、家庭及び地域において、幼児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)を交通 事故から守るとともに、生徒等に対する交通安全教育に努めなければならない。

4 学校等を設置し、又は管理する者(筐9条の4筐2項において「学校設置者等」という。)は 当 該学校等に在籍し、又は入所している生徒等に対する心身の発達段階に応じた交通安全教育 の充実に努めるとともに、生徒等が自発的に交通安全に関する活動を行うことができるよう配慮 しなければならない。

7)埼玉県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第七条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する交通安全教育(以下「自転車交通安 全教育」という。)を行うものとする。

(児童及び生徒に対する自転車交通安全教育)

第八条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学 校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。第十二条第二項におい 同じ。)の設置者及び長は、その児童及び生徒に対し、その発達の段階に応じた自転車交通 安全教育を行うものとする

児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交 通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

(高齢者に対する自転車交通安全教育)

第九条 県は、高齢者に対し、高齢者の特性に応じた自転車交通安全教育を行うものとする。 2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策につい て助言するよう努めなければならない。

8千葉県

(県民に対する白転車交通安全教育)

第10条 県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用するための交通安全教育(以下「自転車 交通安全教育」という。)を行うものとする。 (学校における自転車交通安全教育等)

第11条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の設置者及び長(以下 「学校の設置者及び長」という。)は、在学する児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利 用することができるよう、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければ ならない。

学校の設置者及び長は、在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関す る活動を自ら進んで実践するよう配慮しなければならない。

(家庭における白転車交通安全教育等)

第12条 児童等(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。以下 同じ。)を保護する責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転 車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

⑪富山県

(自転車交通安全教育)

第13条 県は、県民に対し、自転車の安全かつ適正な利用に関 する教育(次項において「自転車交通安全教育」という。)を行う ものとする。

|2 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する 学校(幼稚園を除く。)、同法第 124条に規定する専修学校及び 同法第 134条第1項に規定する各種学校をいう。)の長は、そ の児童、生徒又は学生が自転車を安全かつ適正に利用するこ とができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を |行うよう努めるものとする。

(12)山梨県

(自転車交通安全教育等

第九条 県は、県民及び事業者が自転車の安全で適正な利用に関する関心と理解を深めること ができるよう、交通安全に関する教育を行うものとする。

2 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高 等学校、特別支援学校及び大学、同法第百二十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十 四条第一項に規定する各種学校 就学前の子どもに関する教育 保育等の総合的な提供の推 進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども 園並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所 (以下この項及び第十四条第六項において「学校等」という。)を設置し、又は管理する者(学校 の校長等を含む。第十五条第二項において「学校等の設置者等」という。)は、当該学校等に在 籍する幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を実施する よう努めるものとする

行うよう努めるものとする。

⑩神奈川県

(県の交通安全教育等

第 10 条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深 めることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。 (学校等における交通安全教育等

第 11 条 県は、県が設置する学校等(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する 学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)において、当該学校等に在学する者に対し、その発達段階に応 じ、自転車の安全で適正な利用について教育を実施し、又は指導及び啓発を行うよう努めるもの

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する教育、指導及び啓 発を行うよう協力を求めるものとする。

|3 県は、前項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学校等の設置者に対し、 情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭における交诵安全教育等) 第 12 条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な 教育を行うよう努めなければならない。

(13)長野県

(学校等の長の役割)

第8条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚 園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特 別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修 学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子ど もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する 保育所(第13条において「学校等」という。)の長は、幼児、児童、生徒 又は学生が自転車を安全に利用することができるよう必要な教育に 努めるものとする。

①滋賀県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第8条 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、歩行者お よび自転車が道路を安全に通行することができるように配慮して運転することを啓発するととも に、講習その他の学習の機会を利用して行うものとする。

学校における白転車交通安全教育)

第9条 県は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する小学校、中学校、 義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。)において児童および生 徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものと

、 。 (家庭および地域における自転車交通安全教育等)

第 10 条 幼児、児童または生徒を保護する責任のある者(次項において「保護者」という。)は、 その保護する幼児、児童または生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 (事業者による自転車交涌安全教育)

第 11 条 事業者は、自転車を利用して通勤する従業者およびその事業活動において自転車を 利用する従業者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

②1)奈良県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第八条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用の促進に関する交通安全教 育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における自転車交通安全教育)

第九条 学校の長は、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用するこ とができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育の推進に努めなければならな

(保護者による自転車交通安全教育)

第十条 保 護者は、監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することが できるよう、必要な交通安全教育の実施に努めなければならない。 (事業者による自転車交通安全教育)

第十一条 事業者は、従業者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよ う、研修の実施及び情報の提供に努めなければならない。

25香川県

(自転車交通安全教育等)

第8条 県は、自転車利用者が自転車の安全利用に必要な技能及び知識を 習得する機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができ るよう、発達の段階に応じ、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものと

3 保護者は、その監護に係る未成年者に対し、指導、助言その他の必要な 措置を講ずることにより、自転車の安全利用に必要な技能及び知識を習得さ せるよう努めなければならない。

4 事業者は、業務又は通勤のために自転車を利用する従業者に対し、研修 の実施、情報の提供その他の必要な措置を講ずることにより、自転車の安 全利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

29能本県

第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護す る者又は高齢者に対し、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号(高齢 者の家族にあっては、第2号)に掲げる措置を誰じるよう努めるものとする。 (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。

(学校の長の青務)

第7条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転 車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育 及びその計画的な実施に努めるものとする。

2 学校教育法第 1 条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の 安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

(交诵安全教育の推准)

第 17 条 県は、道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育その他の自転車 の安全で適正な利用に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うものとする。

(14)静岡県

(保護者等の教育)

第4条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年 者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者 が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行 うよう努めなければならない。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中 学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大 学及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校及び 同法第134条第1項に規定する各種学校(以下、「学校」という。)の長 は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用すること ができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

18京都府

(自転車交通安全教育等)

第8条 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等と連携し、効果的な自転車交通安全教 音の実施に努めるものとする

2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以 F同じ。)は、その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等 学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校(以下「小学校等」という。)並びに同法 第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。)の長 は、その児童又は生徒に対し、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を実施するよう努め るものとする

4 大学その他の教育研究機関(以下「大学等」という。)の長は、自転車の安全な利用の方法に ついて、その学生の理解が深まるよう啓発に努めるものとする。

5 事業者は、自転車の安全な利用の方法について、その従業者の理解が深まるよう啓発に努め るものとする。

6 府は、市町村、府民、学校、交通安全活動団体等による自主的な自転車交通安全教育の促 進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるものとする。

22和歌山県

(自転車交通安全教育の促進)

第7条 県は、白転車の安全利用に関する交通安全教育を行う ものとする。

26愛媛県

(県民に対する自転車交通安全教育

第9条 県は、県民に対し、自転車の安全な利用に関する教育(以下「自転車交通安全教育」という。)

2 県は、自動車等の運転免許を受けた者に対して自転車交通安全教育を行うときは、講習その他の 学習の機会を利用して行うものとする。

(学校等における自転車交通安全教育) 第10条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び就学前の子ど もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項 規定する幼保連携型認定こども園を設置し、又は管理する者は、在学する幼児、児童、生徒又は学生 に対し、その発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない

2 大学、学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設 置し、又は管理する者は、在学する生徒又は学生に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなけれ

(家庭における自転車交通安全教育等)

第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し 自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

30大分県

(自転車交通安全教育等)

第九条 県は、県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができる よう、交通安全教育及び啓発を行うものとする。

2 県は、事業者、交通安全団体及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用 の促進に関する取組等を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるも のとする。

3 事業者は、その従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深める ことができるよう、研修の実施及び情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全で適正な利用に 関する理解を深めることができるよう、発達の段階に応じた交通安全教育を行うよう 努めるものとする。

5 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用するために 必要な教育を行うよう努めるものとする。

①愛知県

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)

3 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよ う努めなければならない

4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正 な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

5 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車を道路において利 用する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければな

6 通勤に自転車を利用する従業者(以下「自転車通勤者」という。)がある事業者は、その自転車 通勤者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければなら

7 自転車の小売又は整備の事業を行う者(以下「自転車小売等事業者」という。)は、その事業を 行うに当たっては、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。 8 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車の安全で適正な利用に関する 教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(19)大阪府

(学校の長による交通安全教育等)

第八条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び高等課程を置く 専修学校(以下「学校」という。)の長は、児童、生徒及び学生に対し、安全適正利用に関す る必要な交通安全教育を行うよう努めなければならない

2 府は、府立の学校以外の学校を設置し、又は管理する者に対し、前項に規定する交通 安全教育について、助言その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (保護者等による交通安全教育等)

第九条 保護者観権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するも 「のをいう。以下同じ。」は、安全適正利用に関する講習を受講するよう努めるとともに、そ の監護する未成年者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう努め たければならない.

2 事業者は、その従業者に対し、安全適正利用に関する必要な交通安全教育を行うよう 努めなければならない。

②鳥取県

第6章 交通安全教育の推進

第18条 県は、県民等の交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安 全又は教育に関係する機関及び団体と連携して交通安全教育を推進するも のとする。

2 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学 校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校その 他これに類する施設を設置し、又は管理する者は、幼児、児童、生徒及び学 生(以下「児童等」という。)の成長段階に応じた交通安全教育を実施するよ う努めるとともに、児童等が地域における交通安全に関する活動に参加でき るよう努めるものとする。

3 県民等は、家庭又は事業所における交通安全教育に努めるとともに、地 域における交通安全に関する活動に参加し、又は配慮するよう努めるものと する。

27高知県

(県民に対する自転車交通安全教育) 第9条県は、県民に対し、自転車を安全で適正に利用し、歩行者及び自動車等と共に安全に道路を通行 することができるようにするための交通安全教育(以下「自転車交通安全教育」という。)を行うものとする。 (学校における自転車交通安全教育等)

第 10 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学

2 校長は、児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮 しなければならない。 3 学校教育法第 1 条に規定する大学、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条第 1 項に規

定する各種学校の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行 うよう努めなければならない。 787.78026(7)408.07827。 (家庭における自転車交通安全教育等) 第11条 児童等(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。以下同じ。)を保護す

る責任のある者(以下「保護者」という。)は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努 めなければならない。 3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう

(県の交通安全教育等

第9条 県は、自転車の安全で適正な利用について、県民等及び事業者が関心及び理解を深め ることができるよう交通安全に関する教育及び啓発を行うものとする。 (学校等における交通安全教育等)

第10条 県は、県が設置する学校等において、当該学校等に在学する者に対し、自転車の安全 で適正な利用について、その発達段階に応じた教育、指導及び啓発を行うよう努めるものとす

2 県は、県が設置する学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等に在 学する者に対する前項に規定する教育、指導及び啓発を行うよう協力を求めるものとする。 3 前項の場合において、県は、同項の教育、指導及び啓発が効果的に行われるよう、同項の学 |校等を設置し、又は管理する者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとす

(家庭における交通安全教育等)

第11条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用について必要な 教育を行うよう努めなければならない。

① 三重県

(交通安全教育の推進)

第十二条 県は、県民が交通安全の重要性について理解を深 め、安全な行動をとることができるよう、家庭、学校、職場等に おいて、それぞれの心身の発達及び地域特性に応じた交通安 全教育が行われるための取組を推進するものとする。

20兵庫県

(県の交通安全教育等)

第7条 県は、県民に対し、自転車の安全適正利用に関する交通安全教育及び啓発を 行うものとする。

(保護者等の教育)

第8条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護す るものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用 することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育 学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに同法 第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長は、 その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な 教育を行うよう努めなければならない。

3 事業者は、その従業者に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整 備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

②徳島県

(県民に対する白転車交涌安全教育)

第十条 県は、県民に対し、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を行うも

(学校等における自転車交通安全教育)

第十一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園 を除く。)及び同法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四条第一項に規 定する各種学校の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用するこ とができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備 の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならない。

(家庭における白転車交诵安全教育等) (新庭にのいる日和モス畑メエルロマ、 第十二条 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護す る者をいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を安全で適正に利用するこ とができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならない

28福岡県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第 12 条 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 県は、自転車交通安全教育を行う指導者を育成するものとする。 (学校における自転車交通安全教育等)

第 13 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26)第1条に規定する小学校、中学校、義務 教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒 に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。 2 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する 専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校並びに規則で定める教育機関 の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発 を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第 14 条 保護者は、その保護する児童等に対し、自転車交通安全教育を行うよう努 めなければならない。

③2) 鹿児島県

(保護者の役割)

第8条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安 |全で適正な利用に関する技能及び知識を習得させるよう努める ものとする。

(学校の長の役割)

第9条 学校の長は、その学校の児童、生徒又は学生が自転車 の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な交通安全 教育の実施に努めるものとする。

自転車の点検整備等 ■論点6

条文案

○自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、 |その利用し、又は貸付けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努 めなければならない。

〇保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行 うよう努めなければならない。

〇自転車小売業者及び自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り 受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供を行うよ うよう努めるものとする。

左記の解説

自転車の点検整備を行わないと、走行中の故障や、整備不良が原因となる事故を引き起 こす可能性が高まる。

自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、自転車利用者の保護者それぞれが点検整備を |行うべき責務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車小売業者等による情報提供等)

第17条

2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及 び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自 転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を 行うよう努めるものとする。

⑤茨城県

9東京都

自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなけれ

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使 用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整 備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

②青森県

6群馬県

⑩神奈川県

第 14 条 自転車利用者及び事業活動において自転車を利用す

る事業者は、その利用する自転車について、必要な点検及び

2 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車につい

て、必要な点検及び整備を行わなければならない。

整備を行うよう努めなければならない。

③宮城県

(自転車利用者の責務)

6 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的な点検及び必要 な整備を行うよう努めなければならない。

(保護者等の責務) 第七条

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な 点検及び必要な整備を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

4 事業者は、事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な 整備を行うよう努めなければならない。

7)埼玉県

4山形県

(自転車の点検及び整備等)

第14条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付事業者 は、その利用し、又は事業活動若しくは貸付けの用に供する自転車 について、点検及び整備を行うよう努めるものとする。

|2 自転車貸付事業者及び自転車小売等事業者は、自転車の貸付け 等に当たっては、自転車に係る点検及び整備の必要性その他の自転 車を安全で適正に利用するために必要な情報の提供を行うよう努め るものとする。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、点 検及び整備を行うとともに、当該未成年者に乗車用ヘルメットをかぶ らせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

8千葉県

(自転車の点検整備及び防犯対策)

第13条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の 用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に |供する自転車について、安全性を確保するため、必要な点検及 び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、 必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(12)山梨県

(点検整備及び防犯対策)

第十一条 自転車利用者、その事業活動において自転車を利用 する事業者及び自転車貸付事業者は、その利用し、又は貸付 けの用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよ う努めるものとする。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車につい て、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、 ばならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。 (白転車整備業者による点検整備)

⑪富山県

③長野県	⑭静岡県	⑮愛知県	16三重県
	(自転車の点検及び整備) 第10条 自転車利用者、自転車貸付業者その他事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。	(点検整備等) 第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自事について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。	
一一	18京都府	(1)大阪府	御兵庫県 (ウキュのよかみび数)供
(自転車の点検整備および防犯対策) 第 13 条 自転車利用者は、その利用する自転車を定期的に点 検し、必要に応じ整備するよう努めるものとする。		(自転車の点検及び整備) 第十条 自転車利用者(未成年者を除く。第十二条第一項において同じ。)及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、適宜、安全適正利用のために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。	(自転車の点検及び整備) 第12条 自転車利用者、自転車貸付業者その他事業活動において自転車を利用させる者は、その利用又は事業の用に供する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うようにするものとする。
①奈良県	②和歌山県	②鳥取県	② 徳島県
(自転車の点検及び整備) 第十二条 自転車所有者等及び自転車の貸付けを業とする者 (以下「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用 に供する者は、その利用又は事業の用に供する自転車につい て、必要な点検及び整備を行うものとする。 2 保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、 必要な点検及び整備を行うものとする。			(点検整備の実施) 第十三条 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、自転車関係法令に規定する基準その他の自転車の安全性に関する基準に適合するよう、自転車の点検及び整備を業として行う者による点検及び整備を行うよう努めなければならない。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、前項に規定する点検及び整備を行うよう努めなければならない。
②香川県 (自転車の点検整備等) 第10条 自転車利用者及び自転車の貸付けを業とする者その他の事業活動において自転車を利用させる者は、道路において利用し、又は事業の用に供する自転車について、基準関係法令に規定する自転車の安全性に関する基準並びに知事が定める自転車の点検及び整備を行わなければならない。 2 保護者は、その監護に係る未成年者が道路において利用する自転車について、前項に規定する高検及び整備を行わなければならない。 3 自転車の点検及は整備を行わなければならない。 3 自転車の点検及は整備を行わなければならない。 3 自転車の点検及は整備を行わなければならない。 4 自転車の原検又は整備を行わなければならない。 4 自転車の販売を業とする者は、当該自転車の利用が関係法令の規定に違なすることとなることを知って、制動装置、前照灯、反射器材その他の基本的な装備を欠く自転車を販売してはならない。	② 愛媛県	②高知県 (自転車の点検整備等) 第12条自転車利用者(自転車の利用に係る管理を行う者を含む。以下この条及び第14条において同じ。)、自転車の貸付けを業とする者(以下「自転車貸付業者」という。)及び自転車を事業の用に供する事業者は、自転車の点検整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。 2保護者は、その保護する児童等の自転車の点検整備を行うよう努めなければならない。	②福岡県 (自転車の点検整備) 第16条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。 2 保護者は、その保護する児童等が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。
②熊本県	③大分県 「白転車の占給なび数機等)	③宮崎県 (ウェック・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	②鹿児島県
	(自転車の点検及び整備等) 第十一条 自転車利用者、自転車利用事業者及び自転車貸付 事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車につい て、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車につい て、必要な点検及び整備を行うよう努めるものとする。 3 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するとき は、当該自転車を購入し、又は整備を受けようとする者(以下 「自転車購入者等」という。)に対し、自転車の点検及び整備の 必要性に関する情報を提供するよう努めるものとする。	(自転車の点検整備) 第13条 自転車利用者、事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者(自転車の貸付けを業とする者をいう。次条第4項及び第15条第3項において同じ。)は、その利用し、事業の用に供し、又は貸し付ける自転車について、必要な点検及び整備(自転車の本体及びブレーキ、前照灯、反射器材その他の装備の安全性を確保するために必要な点検及び整備をいう。次項において同じ。)を行うよう努めなければならない。2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。	

■論点7 自転車の防犯対策等

条文案		左記の解説	
〇自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対 策に努めなければならない。		自転車交通安全の実現のためには、走行中 自転車利用者において、盗難防止などの取	又は停車中の犯罪防止の取組が重要である。 り組むべき対策の努力義務を明記する。
■他県条例			
①北海道	②青森県	③宮城県	④山形県
(自転車小売業者等による情報提供等) 第17条 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、防犯登録 (自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的 推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定 する防犯登録をいう。)の必要性及び施錠等による防犯の効果 を説明するよう努めるものとする。	⑥群馬県	⑦埼玉県 (自転車利用者の責務) 第四条 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和五十五年法律第八十七号)第十二条第三項の防犯登録を受けるとともに、自転車の盗難防止のための施錠、籠からのひったくりを防止するためのカバーの装着その他の防犯対策に努めなければならない。	(自転車の点検及び整備等) 第14条 9 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等防犯上の措置を講ずるよう努めるものとする。 ⑧千葉県 (自転車の点検整備及び防犯対策) 第13条 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。
③東京都	⑩神奈川県 (交通事故の防止のための措置等) 第 13 条 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠、籠への覆いの装着その他の防犯上の措置を講ずるよう努めなければならない。	⑪富山県	①山梨県 (点検整備及び防犯対策) 第十一条 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難の防止のための施錠その他の防犯対策に努めるものとする。

③長野県	④静岡県	15愛知県	16三重県
		(点検整備等) 第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止するための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。	
Any to 18		@ 1 g= +	
⑪滋賀県 (自転車の点検整備および防犯対策) 第13条 2 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号。以下「自転車安全利用法」という。)第12条第3項に規定する防犯登録を行うほか、自転車の盗難の防止のための施錠を行うものとする。	18京都府	③大阪府	迎兵庫県
②奈良県		③鳥取県	
(3)香川県	②受媛県	⑦高知県 (自転車の点検整備等) 第 12 条 3 自転車利用者は、その利用する自転車について、盗難防止 のための施錠その他の防犯対策に努めなければならない。	28福岡県
③ 熊本県	①大分県	③ 宮崎県	② ② 鹿児島県
	(自転車の点検及び整備等) 第十一条 4 自転車利用者は、その利用する自転車について、施錠等盗 難防止のための措置を講ずるよう努めるものとする。	(自転車利用者の責務) 第5条 2 自転車利用者は、盗難防止のため、自転車を確実に施錠す るよう努めなければならない。	

■論点8 安全器具の使用等

条文案

〇自転車利用者、その事業活動において自転車を利用する事業者及び自転車貸付業者は、 その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の側面に反射器材を備える等、交通事故を防 止し、又は交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ず るよう努めなければならない。

〇保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、交通事故を防止し、又は 交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用する等安全上の措置を講ずるよう努め なければならない。

左記の解説

| 自転車交通安全の実現、及び事故発生時の被害軽減のためには、安全器具の使用が重要 |である。

自転車利用者、事業者、自転車貸付業者における反射器材の使用の努力義務を明記するとともに、保護者が監護する幼児、小中学生に対して、自転車を利用する際に乗車用へルメットなどの安全器具を使用させる責務を明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車小売業者等による情報提供等)

第17条

2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及 び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自 転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を 行うよう努めるものとする。

⑤茨城県

9東京都

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十人 歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行 うことにより、必要なな能及な知識を習得とせるとともに、当該十八歳未満の者に反 射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなけ

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者 と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよ 、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、 又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

②青森県

6)群馬県

(乗車用ヘルメットの着用)

第9条の2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に小学校就学の 始期に達するまでの者を乗車させるときは、当該小学校就学の始期に達するま での者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。(交通安全用具の普及)

第11条 県は、高齢者等の安全の確保を図るため、反射器材、幼児用補助装置 その他の交通安全用具の普及に努めるものとする。

10神奈川県

(家庭における交通安全教育等) 第 12 条

2 高齢者 (70 歳以上の者をいう。)と同居する親族は、乗車用ヘルメットの着用を勧める等当該 高齢者の自転車の安全で適正な利用について配慮するよう努めなければならない。

(交通率故の防止のための措置等) 第13条 自転車利用者、事活気動において自転車を利用する事業者及び自転車の資付けを業 とする者(以下「自転車貸付業者)という。)は、その利用し、又は貸付けの用に供する自転車の 側面に反射器材を備える等交通率板の防止のための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 保護者は、効所(法第14条第3)項に規定する効別をいう。以下同じ。)若しは児童に再規定 規定する児童をいう。以下同じ。)が自転車を利用するとき又は幼児若しくは児童を事主させて 自転車を利用するときは、当該が見又は児童に、法第63条の11に規定する乗車中へルタッの が開に加え、その免遣段階に応じ、財当て、膝当で、手袋その他の交通事故による被害の軽 報に含する果園の着田をかも大衛を安全トの措置を建するよう解かなければたなない。

③宮城県

(自転車利用者の責務) 第六条

5 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを 着用するよう努めなければならない。

(保護者等の責務)

第七条

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当 該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならな

4 七十歳以上の者の親族は、自転車を利用する当該七十歳以上の 者に対し、乗車用ヘルメットの着用に関する助言その他の自転車の 安全利用のために必要な助言をするよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(自転車利用者の責務)

第四条

3 自転車利用者は、その利用する自転車の定期的な点検及び整備並びに反射材の装着その他の交通安全対策に努めなければならない。

8千葉県

4山形県

(自転車の点検及び整備等)

ずるよう努めるものとする。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメットの着用等)

第14条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車の側面に反射器材を備え付けるよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、夜間等における反射材の装着その他その存在を示すために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、点

検及び整備を行うとともに、当該未成年者に乗車用ヘルメットをかぶ

4 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶる等安全上の措置を講

5 自転車利用事業者及び自転車貸付事業者は、自転車を事業活動 又は貸付けの用に供するときは、その従業者又は借受者に乗車用へ

ルメットをかぶらせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

らせる等安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための 器具を着用させ、又は使用させるよう努めなければならない。

4 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るための器具を着用し、又は使用するよう努めなければならない。

12山梨県

(自転車交通安全教育等) 第九条

4 高齢者と同居する親族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨する等高齢者の自転車の安全で適正な利用に関する必要な助言をするよう努めるものとする。

(交通事故の防止のための措置等)

20 自転車利用者は、幼児(道路交通法第十四条第三項に規定する幼児をいう。次項において同じ。)を自転車に取り付けられた幼児用座席に乗車させるときは、当該幼児に同法第六十三条の 十一の規定により乗車用ヘルメットをかぶらせるとともに、幼児用座席に備えられたベルトを着用 とせるよう数めるものとする。

3 保護者は、幼児又は児童(道路交通法第十四条第三項に規定する児童をいう。)が自転車を 利用するときは、当該幼児又は児童に同法第六十三条の十一の規定により乗車用ヘルメットを かぶらせるとともに、財当て、膝当て、手袋その他の交通事故による被害の軽減に資する器具の 着用をさせる等の安全上の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑪富山県

①長野県

①滋賀県

(県民に対する自転車交通安全教育)

第8条

3 県は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他高齢者の特性に応じ た自転車交通安全教育を行うものとする。

(家庭および地域における自転車交通安全教育等)

第 10 条

2 保護者は、その保護する幼児、児童または生徒が自転車に乗車するときは、乗車 用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全 対策について助言するよう努めるものとする。

4 地域の住民は、乗車用ヘルメットを着用することが必要な者に対し、乗車用ヘル メットの着用その他の交通安全対策についての必要な助言および技術的な援助を行 うよう努めるものとする。

② 奈良県

高齢者の乗車用ヘルメットの着用)

第十三条 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下同じ。)は、 乗車用ヘルメットの着用が生命及び身体の被害の防止等に有 用であることを踏まえ、道路において自転車を利用するときは、 乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。

2 高齢者の家族等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用 その他の交通安全対策について助言するよう努めなければな らない。

25香川県

売してはならない。

(乗車用ヘルメットに係る情報提供等)

第11条 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法に よる着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置 を講ずるものとする。

29能本県

(保護者等の責務)

第6条保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理 解を深め、その保護する者又は高齢者に対し、自転車に関する 交通事故を防止するため、次の各号(高齢者の家族にあって は、第2号)に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。 (2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品(外部からの光を 反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とす る物品をいう。)の利用をさせること。

(14)静岡県

(高齢者の同居者等の助言)

第5条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の 安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。 (白転車の安全適正利用)

笙9冬

3 前項の場合においては、自転車利用者は、車輪の側面に反射器材を備えたものを利 用するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車さ せるときは、当該幼児に乗車用ヘルメットを着用させなければならない。

5 児童及び生徒(中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校 の中学部に在学する者に限る。)は、通学のために道路において自転車を利用するとき は、乗車用ヘルメットを着用しなければならない。

6 保護者は、その監護する幼児、児童又は生徒が道路で自転車を利用するときは、当該 幼児、児童又は生徒に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない

18京都府

(乗車用ヘルメット)

|第12条 自転車を利用する者は、道路(道路法(昭和27年法律 第180号)第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供 |するその他の場所をいう。)において、自転車に取り付けられた 幼児用乗車装置に幼児(6歳未満の者をいう。)を乗車させると きは、当該幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならな

2 府は、十分な安全性を有する乗車用ヘルメットの普及を図る ため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

22和歌山県

26愛媛県

(家庭における自転車交通安全教育等)

第11条

2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護 する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用 ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着 用その他の交通安全対策について助言をするよう努めなけれ ばならない。

30大分県

(自転車利用時の安全上の措置)

十二条 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、利用する自転車の種類、時間帯、利用 方法等に応じ、反射材及び交通事故の被害を軽減するための器具の使用その他の安全上の措 置を謹ずるよう努めるものとする。

2 自転車を利用して通学する児童、生徒(中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校並びに 特別支援学校の中学部及び高等部に在学する者に限る。次項において同じ。)又は学生(高等 専門学校に在学する第一学年から第三学年までの者に限る。次項において同じ。)は、乗車用 ルメットを着用するよう努めるものとする。

学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校に限る。 の長は、在学する児童、生徒又は学生に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置 ・関する指導を行うよう努めるものとする。

軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する指導を行うよう努めるものとする。 5 高齢者の家族等は、当該高齢者が自転車を利用するときは、反射材及び交通事故の被害を 軽減するための器具の使用その他の安全上の措置に関する助言を行うよう努めるものとする。

①愛知県 (点検整備等)

第九条 自転車利用者若しくはその保護者又は自転車をその事業の用に供する事業 者は、その利用し、又は事業の用に供する自転車について、定期的な点検及び必要 な整備を行うよう努めるとともに、両側面に反射器材を備える等の交通事故を防止す るための対策及び盗難を防止するための対策を講ずるよう努めなければならない。 (乗車用ヘルメットの着用)

第十一条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメッ トを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その 未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその 従業者が道路において利用するときは、その従業者に乗車用ヘルメットを着用させる よう努めなければならない。

19大阪府

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメット等の着用) |第十一条 | 自転車利用者、自転車貸付業者その他自転車を事 業の用に供する者は、夜間において自転車を利用し、又は事業

の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう |努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットその 他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るため の器具を使用するよう努めなければならない。

②鳥取県

(夜間における歩行者用反射材用品の着用の推進)

第8条 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、歩行者用反射材用品(自 動車の前照灯その他の照明を反射することによって歩行者の存在を周囲に ある者に知らせることができる物をいう。以下同じ。)を着用するよう努めるも のとする。

2 県は、高齢者が歩行者用反射材用品を着用するよう啓発を行うものとす

(自転車利用時の安全対策)

第16条 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなど、自転車を利用する 際の安全対策に努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、乗車用ヘルメット をかぶらせるよう努めるものとする。

27高知県

(家庭における自転車交通安全教育等)

第 11 条

2 保護者は、その保護する児童等の自転車に反射器材を備え るよう努めるとともに、当該児童等が自転車を利用するときは、 乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

③1宮崎県

(家庭における交通安全教育等)

第11条

2 保護者は、その監護する児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児 童又は幼児に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者(70歳以上の者をいう。次条第2項において同じ。)の家族は、当該高 齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関 する事項について必要な配慮をするよう努めなければならない。 (乗車用ヘルメットの着用)

第12条 自転車利用者は、自転車関係法令の定めるところにより自転車に取り 付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該幼児に乗車用ヘルメッ トを着用させるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を運転するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めな ければならない。

16三重県

20兵庫県

(高齢者の同居者等の助言)

第9条 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の 安全適正利用に関する事項について必要な助言をするよう努めなければならない。 (自転車の安全滴下利用)

2 自転車利用者は、夜間に道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。 以下同じ。)で自転車を利用する場合は、前照灯を点灯するとともに、自転車関係法令に 定める反射器材を備えた自転車又は尾灯を占灯した自転車を利用しなければならない。 3 前項の場合においては、自転車利用者は、自転車の車輪の側面に反射器材を備えた ものを利用するよう努めなければならない。

4 保護者は、その監護する幼児又は児童を道路で自転車に乗車させるときは、当該幼児 又は児童に対し、乗車用ヘルメットその他の交通事故による被害の軽減に資する器具を 使用させるよう努めなければならない。

②徳島県

(家庭における自転車交通安全教育等)

第十二条

2 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着 用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について 必要な助言をするよう努めなければならない。

28福岡県

(白転車利用者の青務)

第5条

2自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努 めるものとする。

(2) 自転車の側面に反射器材を備え付けること。

(3) 高齢者においては、乗車用ヘルメットを着用すること。

(家庭における自転車交通安全教育等) 第 14 条

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着 用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の

安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

32鹿児島県

(乗車用ヘルメットの着用等) 第12条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。 第12年 日本年十月日は、道路において、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児を乗車させるときは、当該 幼児に乗車用へルメットを着用させなければならない。

3 保護者は、現に監護する幼児、児童又は生徒(中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は 特別支援学校の中学部に在学するものに限る。)が、道路において、自転車を利用するときは、乗車用ヘル 小を養用させなければならない

プロスターのではいればならない。 高齢者の同居者等は、高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用について助言するよう努めるものとする。 自転車販売業者及び自転車貸付業者は、自転車購入者及び自転車借受者に対し、乗車用ヘルメットの る 日本年が元末当及び日本年間できまった。日本年間では、日本年間では、京都年間では、京都日でいて助言するよう努めるものとする。 6 自転車利用者は、夜間において自転車を利用するに当たり、自転車の側面に反射器材を備えるよう努め

3029 る。 自転車貸付業者又は事業者は、自転車を貸付け又はその事業の用に供するときは、自転車の側面にた

射器材を備えるよう努めるものとする。 県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの着用等の普及を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講 ずるよう努めるものとする。

■論点9 広報啓発等

■ 調点 9		左記の解説	
(A)		自転車交通安全の実現のためには、制度の条例の実効性確保のため、県が取り組むべ	
■他県条例 ①北海道	②青森県	③宮城県	④山形県
(普及啓発等) 第12条 道は、自転車の活用等の推進に関する意識の高揚を 図るため、広く道民及び国内外から訪れる観光旅客等に対し て、自転車の活用等に関する普及啓発に努めるものとする。 2 道は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を 促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その 他必要な措置を講ずるものとする。	(県民等の理解の増進) 第八条 県は、自転車の安全な利用等についての県民及び事業者の理解を深めるため、自転車の利用に係る交通安全教育の充実、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する啓発等必要な措置を講ずるものとする。		
⑤茨城県	6群馬県	[⑦埼玉県	
		(啓発活動及び広報活動) 第十三条 県は、自転車の安全な利用に関し、県民、自転車利用者及び事業者の理解と協力を得られるよう啓発活動及び広報活動を行うものとする。	(広報及び啓発等) 第16条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。 2 県は、自転車利用者がその利用する自転車が関係する交通事故によって生じた損害を賠償する責任を負う場合があることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入を促進するために必要な情報を提供するものとする。
	⑩神奈川県	①富山県	L ①山梨県
		U B M //	(安全で適正な利用に関する情報提供)第十二条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。2 自転車小売業者は自転車を購入しようとする者に対し、自転車貸付事業者は自転車を借り受けようとする者に対し、それぞれ、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

①長野県	⑭静岡県	⑤愛知県	16三重県
		(自転車の安全で適正な利用に関する教育等) 第十条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。 2 県は、市町村、学校、交通安全関係団体等が行う自転車の安全で適正な利用に関する教育を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。	(広報及び啓発) 第十五条 県は、県民及び事業者の交通安全に関する関心及 び理解を深めるとともに、積極的な活動が促進されるよう、必要 な広報及び啓発を行うものとする。 2 県は、自動車の運行によって他人の生命、身体又は財産が 害された場合における損害を賠償することができる保険又は共 済及び自転車の運行によって他人の生命又は身体が害された 場合における損害を賠償することができる保険又は共済 場合における損害を賠償することができる保険又は共済(第二 十五条及び第二十六条において「自転車損害賠償責任保険 等」という。)への加入に係る啓発及び情報提供を行うものとす る。
⑪滋賀県		⑨大阪府	②兵庫県
(広報、啓発等) 第16条県は、自転車の安全で適正な利用の促進について、 県民、自転車利用者および事業者の関心および理解を深める ことができるよう、必要な広報および啓発を行うものとする。 2前項の広報および啓発を行うに当たっては、県は、自転車を 利用する県外からの観光旅客の関心および理解を深めること ができるよう、必要な配慮をするものとする。	(広報及び啓発等) 第9条 府は、自転車の安全な利用の方法について府民の理解 が深まるよう、交通安全活動団体、市町村及び国と連携し、広 報及び啓発を行うものとする。 2 府は、自転車を利用する者による自転車の定期的な点検及 び整備を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講 じるものとする。		
②奈良県	②和歌山県	③鳥取県	迎徳島県
	(普及啓発等) 第8条 県は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発 その他必要な措置を講ずるものとする。	(安全かつ適正な利用の推進) 第17条 県は、自転車損害賠償保険等への加入、乗車用ヘル メットの着用等、自転車の安全かつ適正な利用が行われるよう 啓発を行うものとする。	(広報、啓発等) 第十五条 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、県民、自 転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広 報活動及び啓発活動を行うものとする。 2 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への 加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ず るものとする。
A TIME			
⑤香川県	©愛媛県 (広報及び啓発) 第12条 県は、自転車の安全な利用の促進について、県民、自 転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広 報活動及び啓発活動を行うものとする。	②高知県 (広報及び啓発等) 第16条県は、国、市町村及び関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するために必要な広報及び啓発を行うものとする。 2県及び関係団体は、乗車用ヘルメットの適正な方法による着用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 3県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等への加入の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	⑩福岡県 (広報及び啓発) 第11条県は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に対する県民、自転車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。
② 熊本県		③) 宮崎県	① ②鹿児島県

■論点10 自転車損害賠償保険等への加入

条文案

〇自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

〇保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償 責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自 転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

〇事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

〇自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

左記の解説

自転車事故発生による被害者の救済及び加害者の経済的負担の軽減には、自転車損害賠 償保険等への加入が有効である。

■ 自転車利用者、自転車を利用する未成年者を監護する保護者、自転車を利用する事業■者、自転車貸付事業者それぞれにおいて、保険加入を義務化し、それを明記する。

■他県条例

①北海道

(自転車損害賠償保険等の加入促進)

第16条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。ただし、当該自転車利用者は外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。2 自転車の小売を業とする者(次条第1項及び第2項において「自転車小売業者」という。)は、自転車を購入しようとする者(同条第1項及び第2項において「自転車購入者」という。)に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する答発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 自転車の貸付けを業とする者(次条第3項において「自転車貸付業者」という。)その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車債事賠償保険等に加入しなければならない。

⑤茨城県

(県民の責務)

第3条

4 県民は、自転車を利用する場合にあっては、自転車の運行によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができる保険又 は共済(以下「自転車損害賠償責任保険等」という。)への加入に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条

2 事業者は、その事業の用に供する自転車(自転車の貸付を業とする場合にあっては、その貸付に係る自転車を含む。)の運行について、自転車損害賠償責任保険等への加入に努めなければならない。

9東京都

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この条において同じ。)は、自転車 の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転 車損害賠償保険等に加入なければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等) (自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等) (自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

②青森県

|(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十条 自転車の運転者は、当該自転車に係る自転車損害賠 償責任保険等に加入するよう努めなければならない。ただし、 保護者、事業活動において自転車を運転させる事業者等が当 該自転車に係る自転車損害賠償責任保険等に加入している場 合は、この限りでない。

6群馬県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第9条の3 自転車利用者(未成年者を除く、)は、その自転車の利用に係る自転車域書階優保 除等(自転車の利用によって他人の生命又は身体を書した場合における損害を損害するための 保険又は共済をいう。以下この条及び次条において同じ。)に加入しなければならない。ただし、 当該自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠債保険等に加入してい るときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害期債保険等に加入しければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車債害賠債保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険 第二加入していると考は、この限いでない。

4 自転車の資付けを案とする者は、その資付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害 賠償保険等に加入しなければならない。ただに、当該者以外の者が当該自転車の利用に係る自 転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

⑩神奈川県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第16条 自転車利用者は、その利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該も転車利用者は、到金額を指する。 ・ 16条 自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保 険等に加入しなければならない。ただし、勤該保護者以外の者が、当該利用に係る自 転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

3事業者は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、次項の規定により、自転車貸付業者が、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。4自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。

③宮城県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十四条 自転車利用者(未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。)は、自らが 被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者 以外の者が、当該自転車利用者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に加入しているとき は、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が確保険者となる自転車損害賠債保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該未成年者が破保険者となる自転車損害賠債保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保 険者となる自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 4 自転車貸出業者は、その貸出しま受けて7省路において自転車を利用する者が特保険者となる

自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。 5 県は、関係機関と連携以、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償 保険等に関する情報の提供、啓発その他の必要な施策を実施する。

6 学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険 等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(自転車損害保険等への加入)

第十一条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車損害保険等 (自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を填補するための保険 又は共済をいう。以下この条及が突転において同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該 自転車利用者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、 この即いてない。

2 保護者は、その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなけれ ばならない。ただし、当該保護者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加 入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入していると考せ、の限いでない。

4 自転車の資付けを案とする者は、その資付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害 保険等に加入しなければならない。ただは、当該自転車の資付けを業とする者以外の者が当該 自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しているときは、この限りでない。

⑪富山県

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めるものとする。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者 に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓 発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるも のとする。

(4)山形県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第12条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める措置を講ずるものとする。 (い) 自転車利用者 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当 該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置 が講じよれているとませ、この限りでない。

(2) 保護者 その監護する未成年者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入すること。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が議じられているときは、この限りでない。

(3) 自転車利用事業者 その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任 保険等に加入すること。ただし、当該自転車利用事業者以外の者(前2号に掲げる者を除く。)に より、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、こ の限りでだい。

(4) 自転車貸付事業者 その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険 等に加入すること。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者(第1号及び第2号に掲げる者を除 く。)により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているとき は、この限りでない。

⑧千葉県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第15条 自転車利用者(児童等である場合にあっては、その保護者)は、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努め、加入していないときは、自転車損害賠償保険等への加入に努めなければならない。

2 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、 その事業活動に係る自転車損害賠償保険等への加入に努め なければならない。

⑪山梨県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、その利用する自転車の当該利用に 係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利 用者以外の者により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられ ているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するとさは、当該利用に係る自 転車掲書賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者 により、当該自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、こ の限りでない。

3 その事業活動において自転車を利用する事業者は、当該利用に係る自転車損害 賠償責任保険等に加入しなければならない。

福島東京 (大学 1746年) 1746年 1746年

①長野県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第14条 自転車運転者は、自転車掲書階價保険等(自転車の運転により生じた他人の生命又は 身体の損害を強補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。た たし、当該自転車運転者以外の者が当該自転車運転者の自転車の運転に係る自転車携害賠債

保険等に加入している場合は、この限りでない。 2 保護者(親権を行う者、未成年後男人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。)は、 その監護する本成年者が自転車を運転する場合は、当該未成年者の自転車の運転に係る自転 車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が当該未成年者の 自転車の運転に係る自転車程率賠償保険等に加入している場合は、この限りでない。

3 自転車利用事業者は、その事業活動において利用する自転車の運転に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

4 自転車貸付事業者は、自転車損害賠償保険等に加入している自転車による自転車の貸付け を行わなければならない。

①滋賀県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第 14 条 自転車利用者は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 事業者は、その事業活動において従業者その他事業に関係する 者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保 険等に加入しなければならない。

3 県は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

② 奈良県

(自転車損害賠償責任保険等の加入等)

第十四条 自転車の所有者(未成年者を除く。)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなら

20 とのようでは、おいます。 と自転車の利用者(未成年者を除く。)は、前項の規定による所有者の自転車損害賠償責任保険等 により、自らの利用に係る損害を填補することができない場合にあっては、自転車損害賠償責任保険 等に加入しなければならない。

等に加入しなければらない。 3 保護者は、整護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保 該等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠 債責任保険等の加入の措置が第にられているときは、この限りでない。

個責任條係等の加入の指置が減いるれているとぎは、この限りでない。 4 事業者は、事業活動において従業者自自無数を利用させるときは、当該利用に係る自転率損害賠 個責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転 車損害賠償責任険等令加入の措置が減しなれているときは、この限りでない。

5 自転車貸付業者は、資付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠債責任保険率に加入 しなければならないものとし、その借受人に対しては、当該自転車の利用に係る自転車損害賠債責任 保険等の内容に関する情報を提供するよう勢めなければならない。ただし、当該自転車賃付業者も次 の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠債責任保険等の加入の措置が講じられていると きは、自転車損害債債責任保険等の加入することを要しない。

25香川県

(自転車損害保険等への加入)

第12条 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入するよう 努めなければならない。

2 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業活動において従業者に自転車を利用させる者は、当該 自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入するよう努めな ければならない。

29能本県

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入)

(日本年が内省以口組み投資の値度終失。 以下、の条において同じ。)は、自転車損害賠債保険等(自 転車の利用によって他人の生命又は身体を著したときに生じた損害を賠債する責任が発生した場合 に、これによる損害を独補することができるものに限る。以下「自転車損害賠債保険等(自命)はいう。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車利用にいう。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車権害賠債保険等(も多件)へ加入の利益で持定が終じ、の限りでない。 2 自転車利用者は、自転車損害賠債保険等(6)を開発し、日本による損害を増補することができるものに限る。以下「自 報害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を増補することができるものに限る。以下「自 財産事務に関する責任が発生した場合に、これによる損害を増補することができるものに限る。以下「自 財産事務と解析する責任が発生した場合に、これによる損害を増補することができるものに限る。以下「自 財産事務と解析する責任が発生した場合に、これによる損害を対補することができるものに限る。以下「自 財産事務を引起している。」というに加入するよう労免なければならない。ただし、当該自転車利 用者以外の者により当該自転車の利用に係る自転車損害賠債保険等(財産)への加入の措置が譲じ

られているとさは、この限りでない。 (保護者の自転車損害賠償保険等への加入)

第12 条 保護者は、その保護する者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠債保険等(生命身体)に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により当該自転車乗の利用に係る自転車損害賠債保険等(生命身体)への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

(14)静岡県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第11条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により 生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同 じ。に加入しなければならない。ただし、当該利用に し。に加入しなければならない。ただし、当該利用に 毎日転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。 6.70 開発さし、20 防御するよの年の40 世界をもの世界となるとは、地域利用に係る各種を

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車 損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該 利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでな い

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者が当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

18京都府

(自転車損害保険等への加入等)

第16条 自転車を利用する者 (未成年者を除く。)は、自らが被保険者又は被共済者(以下 「被保険者等」という。)となる自転車損害保険等に係る契約の締結又は当該契約への加 入(以下「契約の締結等」という。)をしなければならない。ただし、当該自転車を利用する 者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が当該 自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければ ならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該契約の締結等がされているときは、こ の限りでない。

第17条 事業者は、その事業活動においてその従業者に自転車を利用させるときは、当該 自転車を利用する従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等と なる契約の締結等をとなければならない。

第18条 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人が当該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等をしなければならな

22和歌山県

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第9条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者に自転車の利用をさせるに当 たっては、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努 めなければならない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車の利用をさせる に当たっては、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよ う努めなければならない。

4 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入を勧奨するよう努めるものとする。

5 白転車の貸付けた業とする老け、その貸し付ける白転車の利用に ②の愛媛県

少多级 尔

(自転車損害保険等への加入)

第15条 自転車を利用する者(未成年者を除く。)は、自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者の外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。 以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転 車損害保険等に加入しなければならない。たざし、当該保着以外の者により、当該利 用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。 3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係 自転車損害保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等、加入の措置が講じられているときは、この限りでな

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険 等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利 用に係る自転車損害保険等への加入の指置が講じられているときは、この限りでない。

30大分県

自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条 自転車利用者(未成年者を除く。)は、自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車 車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者によ 財動利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この 限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に保る自転車損害賠債責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に保る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただは、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠債責任保険等への加入の措置が損じられているとさは、この限りでない。

4 自転車賃付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保 険等に加入しなければならないものとし、その借受人に対し、当該利用に係る自転車損害賠償 責任保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

15愛知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第十三条次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、計該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

一 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者

二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供 する自転車を道路において利用する者

19大阪府

(自転車損害賠償保険等の加入等)

第十二条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の機害に係る損害を填補することができる保険又は共済を いう。以下同じ、川た加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでな

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りで

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

4 府及び交通安全団体は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資す るため、相互の連携及び協力の下に、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提 供するよう勢めなければならない。

②鳥取県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条 自転車利用者は、自転車の利用に係る交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(以下「自転車損害賠償保険等」という。)に加入するよう努めるものとする。

2 子どもの保護者は、子どもに自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。 3 事業者は、事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものによる。

3 日本の貸付けを業とする者は、自転車を客に利用させるために 貸し付けるときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

27高知県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第 14 条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、 当該児童等の自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に 加入するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、 その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

③] 宮崎県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第14条 自転車利用者(未成年者を除く、)は、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車利用者の自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車 措害賠償責任保険等に加入しなければならない、ただし、当該保護者以外の者により、 当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、こ の限りでない。

3 事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が請じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害無能置き任保除率へ加入の投資が譲じなれていると

16)三重県

(自転車損害賠償責任保険等への加入)

第二十五条 自転車運転者(未成年者を除く。)は、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車運転者以外の者により、当該運転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が護じられているときはこの限りでない。

2 報権を行う者、未成年後見入その他の者で、未成本者を現に整護する者(以下この項において「保護者」という。)は、その監護する未成年者が自転車を運転するときは、当該運転に係る自転車場害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該運転に係る自転車掲書賠債責任保険等へ加入の指置が講じられているときは、この限りでない。

3人の移動、貨物の輸送等の手段として自転車を事業の用に供する者(以下この項において「自転車 利用事業者」という。)は、その事業活動の用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険 等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用事業者以外の者により、当該利用に係る自転 車損害賠償責任保険等への加入の措置が携じられているときは、この限りでない。

4 自転車を有償又は無償で、継続的に又は反復して貸し付ける事業を行う者(以下この項及び次条 第二項において「自転車賃付事業者」という。」は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自 転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者が当 該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているときは、この限りでない。

20兵庫県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第13条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(その自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補することができる保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていると考は、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業者に自転車を利用させるときは、当該 利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

24徳島県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十四条 自転車を利用する者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険とは、共済(次条第二項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、前項に規定する措置を講ずるよう努めなければならない。

28福岡県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第17条 自転車利用者(児童等を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害賠償 保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に 係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。 2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に

2 保護者は、その保護する児童等が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害 賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、自転車を事業の用に供するときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保 除等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者(当該自転車貸 付業者から自転車を借り受けている者を除く。)が、当該利用に係る自転車損害賠償保険 等に加入しているときは、この限りでない。

32) 鹿児島県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第11条 : 自転車利用者は、自転車を利用するに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該自転車の利用 に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、貸付けの用に供する自転車を利用させるに当たり、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない、ただし、当該自転車貸付業者以外の者が、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限しませい。

りではい。 ち 事業者は、その事業の用に供する自転車を利用させるに当たり,自転車損害賠償 保険等に加入しなければならない。ただし,当該事業者以外の者が,当該自転車の

利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。 6 県及び関係団体は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に資するため、 自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努め るものとする。

自転車損害賠償保険等への加入の確認等

条文案

〇自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、当該 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならな

○自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償責任保険等 に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償責任保険 等への加入に関する情報を提供するようするよう努めなければならない。

〇事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償 責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

○学校の長は、自転車を利用して通学する児童又は生徒がいるときは、当該利用者及びその保護 者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努め なければならない。

〇自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を借り受けようとする者に対 し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するようを努 めなければならない。

左記の解説

自転車利用者が自転車を利用開始する節目にて、保険加入の有無を確認することは、自 |転車保険加入の促進のために有効である。

自転車小売業者、事業者、学校の設置者及び長において、自転車利用に係る保険加入の |有無を確認すべき責務を明記する。

■他県条例

①北海道

⑤茨城県		

⑨東京都 (自転車損害賠償保険等への加入の確認等

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする 者(以下「白転車購入者」という。)に対し、当該白転車の利用に係る白転車損害賠償保険等の 加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等 に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等へ の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該 従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなけ

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転 車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤す

る従業者」と読み替えるものとする。 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の 内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

②青森県

(白転車損害賠償保除等に関する情報提供等)

第9条の4 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対 し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。こ の場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠償保険等に加入してい ることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損 害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校設置者等は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車 の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければ ならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等に加入 していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保 護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければなら

3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転 車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第 17 条 自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該 自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認しなければなら ない。この場合において、客が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していること を確認できないときは、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への 加入に関する情報の提供を行わなければならない

2 前項後段に規定する場合において、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責 任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

3 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利 用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるものとする。 この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを 確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必

要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとする。 4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並び ご情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

|第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該 自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る 自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなけ ればならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転 車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを 認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者 |に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努 めなければならない。

7)埼玉県

(自転車損害保険等に関する情報提供等)

第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入 者に対し、自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならな い。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入して いることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車 損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない

2 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該 自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなけれ ばならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害保険等に加入 していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保 護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない 3 県は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損 害保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑪富山県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第13条 自転車小売等事業者は、自転車の販売等に当たっては、当該自転車を購入しようとする 者等(以下「自転車購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任 保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定により自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等 加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険 等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする

3 学校(中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)の長は、自転車を利用し で通学する生徒及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等 への加入の有無を確認するよう努めるものとする

4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関す る情報を提供するよう努めるものとする。

5 自転車貸付事業者は、自転車の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対し、その貸 付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供 するよう努めるものとする。

8千葉県

(12)山梨県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十四条 自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利 用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行わなければなら

4 事業者は、その従業者のうちに、通勤のため自転車を利用することを常例とする者 (次項において「自転車通勤者」という。)があるときは、当該者に対し、当該利用に係 る自転車損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行うよう努めるものとす

6 学校等(学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学 校に限る。)を設置し、又は管理する者(学校の校長等を含む。次項において「学校等 の設置者等」という。)は、通学のため自転車を利用することを常例とする児童又は生 徒があるときは、これらの者及びこれらの者の保護者に対し、当該利用に係る自転車 損害賠償責任保険等に加入していることの確認を行うよう努めるものとする。

(13)長野県

第15条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に際し、 自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の運転に係る 自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認しなければならな

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認がで きないときは、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害 賠償保険等について情報を提供するとともに、その加入を勧奨 するものとする。

①滋賀県

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第 15 条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。) は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下 「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害 賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険 等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転 車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供 し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。

3 前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付け るときについて準用する。

②1)奈良県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第十五条 自転車の小売りを業とする者(以下「自転車小売業者」という。)は、自 転車を販売するときは、当該自転車を購入する者(以下「自転車購入者」とい う。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有 無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の場合において、自転車購入者が自転車損害賠償 責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対 し、自転車損害賠償責任保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなけれ げからかい

3 事業者は、従業者のうちに、通常の通勤の方法として自転車を利用する者が いるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等の 加入の有無を確認するよう努めなければならない。 4第二項の規定は、前項の場合について準用する。

25香川県

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第13条 自転車の販売を業とする者は、自転車を販売するとき は、当該自転車を購入した者に対し、自転車損害保険等への 加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の販売を業とする者は、前項の規定による確認によ り加入していることが確認されなかったときは、当該自転車を購 入した者に対し、自転車損害保険等への加入に関する情報を 提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第 15 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対 し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)の加入の有無を確 認するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入していることを確認できないときは、当該自転 車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入に関する情報を提 供するよう努めるものとする。

3事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自 転車相害賠償保険等(生命身体)の加入の有無を確認するよう努めるものとする。 4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の 利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものと する。

(14)静岡県

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第12条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとす る者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠 償保険等の加入の有無を確認しなければならない。

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の指 置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損 害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧め るようにするものとする。

3 学校の設置者又は長は、通学に自転車を利用している児童、生徒及び学生に対 、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努 めなければならない。この場合において、学校の設置者又は長は、自転車損害賠償 保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該児童、生徒及び 学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう 努めなければならない。

18京都府

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第19条 自転車小売等業者は、自転車の販売等に当たっては、その顧客等が当該自転車 の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどう かを確認するよう努めなければならない

6 小学校等、学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する 各種学校及び大学等の長並びに学習塾その他これに類する学習支援業を営む施設を開 設する者は、その児童、生徒又は学生(以下「児童等」という。)のうちに、通常の通学等 の方法として府内で自転車を利用する児童等があることを知ったときは 当該児童等が当 該自転車の利用に係る自転車損害保険等の被保険者等となる契約の締結等がされてい るかどうかを確認するよう努めなければならない。

7 事業者は、その従業者のうちに、通常の通勤の方法として府内で自転車を利用する従 業者があることを知ったときは、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害保険 等の被保険者等となる契約の締結等がされているかどうかを確認するよう努めなければ

22和歌山県

26愛媛県

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第16条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしよう とする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確 認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車の購入又は 点検若しくは修理をしようとする者が自転車損害保険等に加入していることを確認で きないときは、その者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めな ければならない。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自 転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。 4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転 車の利用に係る自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならな

30大分県

第十四条 自転車小売等事業者は、自転車を販売し、又は整備するときは、自転車購 入者等に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有 無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者等が自転車 損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者 等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努める ものとする。

3 事業者は、その従業者のうちに通勤方法として自転車を利用する者がいるときは、 当該利用者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を 確認するよう努めるものとする。

4 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生のうちに通学方法として自転車を利用 する者がいるときは、当該利用者及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損 害賠償責任保険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

5 第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

15愛知県

(19)大阪府

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第十三条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転 車購入者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加 入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車の利用 に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができ ないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加 入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車 損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければなら ない。

②鳥取県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者 |に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認すると ともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努 めるものとする。

27高知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等

第15条 自転車小売業者(自転車の小売を業とする者をいう。以下この項において同じ。)は、自 転車を販売し、整備し、又は修理するときは、当該自転車を購入し、又は整備若しくは修理を依 頼しようとする者(以下この項において「購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自 転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合におい て、自転車小売業者は、購入者等が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入してい ることを確認できないときは、当該購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関 する情報を提供するよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業者のうち、通常の通勤方法として自転車を利用するものがいるときは、当 該従業者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の加入の有無を確認す るよう努めなければならない。この場合において、当該従業者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることが確認できないときは、当該従業者に対し、自転車 損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない

3 自転車貸付業者が業として自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利 用に係る白転車損害賠償責任保险等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならな

16三重県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第二十六条 自転車の小売を業とする者(以下この項において「自転車小売 業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする 者(以下この項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の運 転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認しなければな らない。この場合において、自転車小売業者は、自転車損害賠償責任保険 等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車購入 者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなけ ればならない。

2 自転車貸付事業者は、その借受人に対し、当該自転車の運転に係る自転 車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

20兵庫県

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第14条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購 入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の 利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなけ ればならない。

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険 等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転 車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供 し、自転車損害賠償保険等の加入を勧めるようにするものとする。 3 前2項の規定は、自転車貸付業者が自転車を貸し付けるときについ て準用する。

②徳島県

28福岡県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第 18 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し 自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。 2 事業者は、その従業者のうちに通常の通勤の方法として自転車を利用する者がい るときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有 無を確認するよう努めなければならない。

3 第 13 条第1項に規定する学校の長は、その児童又は生徒のうちに通常の通学の 方法として自転車を利用する者がいるときは、当該児童又は生徒及びその保護者に 対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めな

4 自転車小売業者は、第1項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入 していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害 賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。 5 前項の規定は、第2項及び第3項の場合について準用する。

③2) 鹿児島県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第11条

|2 自転車販売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入 者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しな ければならない。

■論点12 自転車損害賠償保険等に関する情報提供

条文案

〇県は、市町村及び関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

〇事業者は、自転車を利用して通勤する従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関す る情報を提供するよう努めなければならない。

○学校の長は、自転車を利用して通学する児童、生徒又は学生並びにその保護者に対し、 自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

左記の解説

■ 自転車損害賠償保険等への加入促進ためには、自転車利用者に対する継続的な誘致啓発■ 活動が重要である。

自転車小売業者、自転車通勤利用の従業員を雇用する事業者、自転車通学利用の児童生 徒が在学する学校それぞれにおいて、保険の加入に関する情報提供の努力義務を明記す る。

■他県条例

①北海道

⑤茨城県

(事業者の責務) 第4条

3 事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するための啓発を行い、かつ、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供に努めなければならない。

- (1) 従業員が通常の通勤の方法として自転車を利用する場合 当該従業員
- (2) 自転車の小売を業とする場合 当該自転車の購入者

9東京都

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする 者(以下「自転車購入者」という。」に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の 加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していること確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠債保険等の加入に関する債報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該 従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなけ ればならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車・小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通動する、従業者、比論な越を34年の上する

る従業者」と読み替えるものとする。 5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の 内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

②青森県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の勧奨等)

第十一条 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入する者 に対し、自転車の安全な利用等のために必要な情報を提供す るよう努めるとともに、当該購入する自転車に係る自転車損害 賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

6群馬県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供等)

第9条の4 自転車を販売する者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害賠債保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該自転車を販売する者は、自転車損害賠債保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害賠債保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校設置者等は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、当該学校設置者等は、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければなら

3 県は、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第17条 自転車小売等業者は、自転車を小売し、整備し、又は修理するときは、客に対し、当該 自転車の利用に保ら起車項書部信息任保険等に加入しているかどうかを確認しなければなら ない。この場合において、客が当該利用に係る自転車項書部信責任保険等に入していること を確認できないときは、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への 加入に関する情報の提供を行かなければなない。

2 前項後段に規定する場合において、自転車小売等業者は、当該客に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入を勧めるよう努めなければならない。

3 県は、県が設置する学校等において、自転車を利用して通学する者に対し、その者が当該利用に係る自転車場路間責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるものとする。 この場合において、その者が当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入していることを 確認できないときは、県は、その者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入について、必要な情報の提供を行い、及び指導するよう努めるものとする。 4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並び

4 県は、県が設置する学校等以外の学校等の設置者に対し、前項に規定する加入の確認並びに情報の提供及び指導を行うよう協力を求めるものとする。

3 宮城県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認)

第十五条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該 自転車を購入しようとする者に対し、当該自転車の利用に係る 自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

⑦埼玉県

(自転車損害保険等に関する情報提供等)

第十二条 自転車の小売を業とする者は、自転車を販売するときは、自転車の購入者に対し、自転車損害保険等へ加入の有無を確認するよう努めなければならない。この場合において、自転車の小売を業とする者は、自転車損害保険等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車の購入者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

2 学校の設置者及び長は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し、当該 自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなけれ ばならない。この場合において、学校の設置者及び長は、自転車損害保険等に加入 していることを確認することができなかったときは、当該児童及び生徒並びにその保 護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。 3 県は、関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損 害保険等に関する情報の必要を施策を講ずるものすする。

⑪富山県

(自転車損害賠償保険等への加入等)

第14条 自転車を利用する者及び自転車の貸付を業とする者その他自転車を事業の用に供する者は、自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済(次項及び次条第2項において「自転車損害賠償保険等」という。)への加入に努めるものとする。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者 に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓 発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるも のとする。

(4)山形県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第13条 自転車小売等事業者は、自転車の販売等に当たっては、当該自転車を購入しようとする 者等(以下)自転車購入者等」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任 侵険等への加入の有無を確認するよう努めるものとする。

2 自転車小売等事業者は、前項の規定により自転車購入者等が自転車損害賠償責任保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者等に対し、自転車損害賠償責任保険等へ加入に関する機能を提供するよう努めるものとする。

3 学校(中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に限る。)の長は、自転車を利用して通学する生徒及びその保護者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を譲渡するよう努めるものとする。

4 学校の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

る 日転車貸付事業者は、自転車の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)に対し、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供するよう契めものとする。

⑧千葉県

12山梨県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供等)

第十五条県は、交通安全団体、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者その他関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠債責任保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講するものとする。

2 学校等の設置者等は、自転車を利用する幼児、児童、生徒 及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険 等に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

① 長野県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)

第16条 県は、自転車損害賠償保険等の加入を促進するため、 自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の措置を 講ずるものとする。

2 交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者 (保険法(平成20年法律第56号)第2条第2号に規定する保険 者をいう。)は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の 利便を図るため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供 その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

⑪滋賀県

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第15条 自転車の小売を業とする者(以下「自転車小売業者」という。) は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者(以下 「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害 賠償保険等の加入の措置の有無を確認しなければならない。

2 自転車小売業者は、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられていることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等の加入を勧奨するものとする。

3 前2項の規定は、自転車の貸付けを業とする者が自転車を貸し付けるときについて準用する。

② 奈良県

情報の提供等)

第十六条 県は、市町村、自転車損害賠償責任保険等を引き受ける 保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償責任保険等へ の加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報 の提供その他の必要な措置を請するものとする。

2 学校の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 自転車貸付業者及び自転車小売業者は、自転車の借受人及び自 転車購入者に対し、安全に利用できる自転車の選択等の助言等、自 転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言を行う よう努めなければならない。

25香川県

|(自転車損害保険等に係る情報提供等)

第14条 県及び関係団体は、自転車損害保険等について、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

29能本県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第 15 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対 し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)の加入の有無を確 認するよう努めるものとする

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等(生命身体)に加入していることを確認できないときは、当該自転車両の購入者に対し、自転車損害賠償保険等(生命身体)への加入に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車指導保険等(生命身体)の加入の有無を確認するよう努めるものとする。

4 第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。 5 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の 利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めるものと する。

(14)静岡県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)

第13条 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に る保険者等は、自転車損害賠償保険 等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

18京都府

(自転車損害保険等への加入の確認等)

第10末 2 自転車小売等業者は、前項の規定による確認により、当該自転車の利用に係る自転 車携書保険等に係る契約の締結等がされているかどうかを確認することができなかった。 さは、当該顧客等に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう勢めなければ きは、当該顧客等に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう勢めなければ

ならない。 3 自転車貸出業者は、業として自転車を貸し出すときは、その借受人に対し、当該自転車 の利用に係る自転車損害保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。 4 自転車駐車場管理業者は、その管理する自転車駐車場の利用者に対し、自転車損害

保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。 5 宅地建物取引業者等は、その全部又は一部を居住の用に供する建物につき売却若しくは支換(当該維物を引き渡り場合に限る。以下同じ、)又は売却、支接若しくは賃借の代理支にくは媒介を行う場合の取引の相手方(賃借の代理又は媒介にあっては、賃借人)又はその管理する賃貸住宅の賃借人に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

②和歌山県

26愛媛県

(自転車損害保険等に係る情報の提供等)

第17条 県は、市町、自転車損害保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する 専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置 し、又は管理する者は、自転車を利用する在学する児童、生徒 又は学生及びこれらの者を監護する保護者に対し、自転車損 害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

30大分県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供)

第十五条 県は、市町村、事業者、交通安全団体及び自転車損害賠償責任保険等を引き受ける保険者と連携し、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するものとする。

2 事業者は、その従業者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

3 学校の長は、在学する児童、生徒又は学生及びその保護者 に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報を提供する よう努めるものとする。

①愛知県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の促進)

第十四条 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自 転車掲書賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、こ れに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等 に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 自転車通学者がある学校の長 その自転車通学者
- 二 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者
- 三 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者に自転車の整備を依頼する者
- 3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等へ の加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

19大阪府

② 鳥取県

(自転車損害賠償保険等の加入)

第15条

5 自転車の小売を業とする者は、自転車を購入しようとする者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めるものとする。

27高知県

(自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供)

第 15 条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該 自転車を購入した者に対し、自転車損害賠償保険等への加入 に関する情報を提供するよう努めるものとする。ただし、当該自 転車を購入した者が自転車損害賠償保険等に加入しているこ とを確認することができた場合は、この限りでない。

③1宮崎県

(自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供)

第16条 県は、市町村、交通安全団体、自転車損害賠償責任保 険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車 損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供そ の他必要な措置を講ずるものとする。

2 学校等を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する学生、生徒、児童及び幼児並びにその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

16)三重県

(自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等)

第二十六条 自転車の小売を業とする者(以下この項において「自転車小売 業者」という。)は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする 者(以下この項において「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の運 転に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無を確認しなければな らない。この場合において、自転車小売業者は、自転車損害賠償責任保険 等に加入していることを確認することができなかったときは、当該自転車購入 者に対し、自転車損害賠償責任保険等への加入に関する情報を提供しなければならない。

2 自転車貸付事業者は、その借受人に対し、当該自転車の運転に係る自転車損害賠償責任保険等の内容に関する情報を提供しなければならない。

20兵庫県

(自転車損害賠償保険等に関する情報提供)

第15条 県、交通安全団体、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者等は、自転車損害賠償保険等に加入する者の利便に 資するため、相互の連携及び協力の下、自転車損害賠償保険 等に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

24徳島県

28福岡県

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第18条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、 自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。 2 事業者は、その従業者のうちに適常の通動の方法として自転車を利用する者がい るときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有 無を確認するよう努めなければならない。

3 第 13 条第1項に規定する学校の長は、その児童又は生徒のうちに通常の通学の 方法として自転車を利用する者がいるときは、当該児童又は生徒及びその保護者に 対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めな ければならない。

4 自転車小売業者は、第1項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入 していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害 賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。 ま 対策の担当は、第2億円が1億円である。

5 前項の規定は、第2項及び第3項の場合について準用する。

32)鹿児島県

(自転車損害賠償保険等への加入)

第11条

3 前項の場合において、自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、自転車販売業者は、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供し、自転車損害賠償保険等への加入を勧めるよう努めるものとする。る。

■論点13 推進体制の構築

条文案		左記の解説		
〇県は、市町村及び関係団体等と連携し、自 力体制を整備するものとする。	す及び関係団体等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための協 様々な主体が連携して自転車交通安全		の取組を推進していくために体制構築が必要であ の基本的事項を明記する。	
■他県条例				
①北海道	②青森県	③宮城県	④山形県	
(体制の整備) 第10条 道は、国、市町村等と連携し、自転車の活用等を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。	(支援) 第十三条 県は、自転車の安全な利用等の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。 2 県は、市町村が自転車の安全な利用等の促進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。			
⑤茨城県	⑥群馬県		8千葉県	
(交通安全に関する知識の普及等) 第6条 県は、交通安全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るため、交通安全教育の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。 2 県は、車両の安全かつ円滑な交通に資するため、県民及び事業者に対し、道路及び交通に関する状況、事故発生の状況その他の情報を迅速かつ的確に提供するものとする。 3 県は、第1項の措置及び前項の情報の提供に関し、市町村及び交通安全関連団体との連携協力体制を整備するものとする。	少好 神 7六		○ 「米 示	
⑨東京都	⑩神奈川県	⑪富山県	⑫山梨県	

③長野県	④静岡県	⑤愛知県	16三重県
(推進体制の整備等) 第12条 県は、市町村、県民、事業者等と連携を図り、自転車の 安全で快適な利用を推進する体制を整備し、自転車活用推進 計画に基づく施策を推進するものとする。 2 知事は、毎年、自転車活用推進計画に基づく施策の実施状 況について評価を行い、その結果を公表するものとする。			
①滋賀県 (市町等との連携協力、運動の展開等) 第7条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策 の推進に当たっては、市町等と相互に連携協力を図るととも に、当該市町等とともに協働して行う自転車の安全で適正な利 用の促進に関する運動を効果的かつ計画的に展開するものと する。 2 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図る上で市町が 果たす役割の重要性に鑑み、市町が自転車の安全で適正な利 用の促進に関する施策を策定し、および実施するときは、必要 な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。	18京都府	(¹) 大阪府	⑩兵庫県
②奈良県	②和歌山県	③鳥取県	
②香川県	⑥愛媛県	②高知県	28福岡県
2)能本県	30大分県	③宮崎県	②鹿児島県
(推進体制の整備) 第16条 県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者、自転車 小売業者及び自転車貸付業者と連携し、自転車安全利用促進 施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行 うものとする。			

■論点14(追加) 道路環境の整備

条文案

〇県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、国及び市町村と連携し、歩行者、自 転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備を図るものとする。

左記の解説

道路環境の整備は、自転車交通の安全確保のため必要な視点である。福島県自転車活用 推進計画との関連性を明らかにする。

■他県条例

①北海道

(自転車専用道路等の整備)

第13条 道は、自転車の活用等の推進を図るため、国及び市町村と連携し、その管理する道路の保全を適切に行うとともに、道路法(昭和27年法律第180号)第48条の14第2項に規定する自転車専用道路、自転車活用推進法(平成28年法律第113号)第8条第1号の自転車専用車両通行帯等の整備に努めるものとする。

⑤茨城県

(道路交通環境の整備)

第5条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢の歩行者、身体に障害のある歩行者、幼児及び児童の保護が図られるよう配慮するものとする。
- 3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と 連携して、交通事故が多発する箇所を点検し、道路の交通環境 の状況を把握するよう努めるものとする。

⑨東京都

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車 の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果 的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携 して必要な措置を講じるものとする。

②青森県

6群馬県

(道路交通環境の整備)

第10条 県は、道路の交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備、交通管制の高度化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、高齢者等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、国、市町村及び道路の交通環境の整備を行う機関と 連携して、交通事故が多発する箇所において現地の状況を診 断し、必要があると認めるときは、各道路の管理者に対し、必 要な措置を講ずるよう要請するものとする。

⑩神奈川県

(環境の整備)

第9条県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自転車を利用する環境の整備に努めるものとする。

③宮城県

(道路交通環境の整備)

第十六条 県は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自 転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を 推進するものとする。

⑦埼玉県

(道路環境の整備)

第十七条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩 行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の整 備に努めるものとする。

④山形県

(路面表示等)

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、自 転車が通行する場所を明示する路面への表示(道路交通法第 2条第1項第16号に規定する道路標示を除く。)その他の必要 な措置を講ずるものとする。

8千葉県

(道路環境の整備)

第17条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩 行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境 の整備を図るものとする。

⑪富山県

(自転車通行空間の整備)

第10条 県は、国及び市町村と連携して、歩行者並びに自転車 及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行する ことができる自転車通行空間(自転車が通行するための道路又 は道路の部分をいう。)の整備その他必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。

⑪山梨県

(交通環境の整備)

第十九条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他関係団体と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができるよう、交通環境の整備を図るものとする。

③長野県	⑭静岡県	⑤愛知県	16三重県
			(道路交通環境の整備) 第十一条 県は、交通安全施設等の整備及び実情に合った見直しその他必要な措置を講じるものとする。 2 県は、前項の措置を講じるに当たっては、子ども等の安全の確保が図られるよう配慮するものとする。 3 県は、国、市町及び道路交通環境の整備を行う機関と連携して、危険箇所等を点検し、道路交通環境の状況を把握するよう努めるものとする。
⑪滋賀県	18京都府	⑲大阪府	② 兵庫県
(道路環境の整備等) 第 18 条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、その管理する道路の保全(除雪、除草等を含む。)を適切に行うとともに、自転車道、自転車歩行者道等の整備、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用の車両通行帯および自転車横断帯の設置その他必要な道路の環境の整備に努めるものとする。 2 県は、市町が行う自転車等駐車場(自転車安全利用法第2条第3号に規定する自転車等駐車場をいう。)に関する整備その他自転車の安全で適正な利用の促進を図るための道路の環境の整備に対する支援その他必要な措置を講ずるものとする。			(環境の整備等) 第16条 県は、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、自転車道、自転車レーン等の整備に努めるとともに、市町等が行う放置されている自転車の撤去、自転車駐車場の整備等について必要な支援を行うよう努めるものとする。
②奈良県	②和歌山県	②烏取県	② 徳島県
		(交通安全を確保するための施設の整備) 第19条 県は、市町村及び国と連携して道路及び交通安全施設の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
⑤香川県 (ウェニュータス 英四 大 本四 株 の 教 供 (7 体)	⑥愛媛県 ((法の理性の教性)	②高知県	②福岡県 「白転車を付送に利用できるまた ぐくけ)
(自転車に係る道路交通環境の整備促進) 第15条 県は、市町、県民、事業者及び関係団体と連携し、自 転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備の促 進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	(道路環境の整備) 第19条 県は、自転車の安全な利用の促進を図るため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行することができる 道路の環境の整備に努めるものとする。		(自転車を快適に利用できるまちづくり) 第 24 条 県は、自転車を快適に利用できるまちづくりを推進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
②熊本県		③宮崎県	(型鹿児島県
	(道路交通環境の整備等) 第十条 県は、国、市町村及び交通安全団体その他の団体と連携し、自転車を安全に利用することができる道路交通環境の整備及び保全のために必要な措置を講ずるものとする。	(道路環境の整備) 第17条県は、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、 歩行者、自転車及び自動車等が安全に通行できる道路環境の 整備に努めるものとする。	(自転車利用環境の整備) 第13条 県は、国、市町村及び関係団体と連携し、歩行者及び自転車が安全に通行することができるよう、必要な道路の環境の整備に努めるものとする。